

淀川水系流域委員会 第53回委員会

議事録（確定版）

この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

川崎委員

田中委員

寺川委員

日 時 平成18年11月22日（水）

午後 1時36分 開会

午後 4時56分 閉会

場 所 K B S ホール

〔午後 1時36分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第53回委員会を開催いたします。本日の出席委員でございますが、14名ということで定足数13名に達しておりますので、委員会として成立しておりますことをご報告いたします。司会進行は、私委員会庶務近藤でございます。よろしくをお願いいたします。

審議に入る前に配付資料の確認及び発言に当たってのお願いを少しさせていただきたいと思えます。資料はお配りしました袋に入れてありまして、「発言にあたってのお願い」「議事次第」「配付資料リスト」とございまして、右肩に番号が付けてある資料で「報告資料1」「審議資料1-1」「審議資料1-2」「審議資料2-1、2-2、2-3」「その他資料」「参考資料1」の合わせて8点でございます。ご確認をお願いしたいと思います。

なお、参考資料1、「委員及び一般からのご意見」につきましては前回の公開会議であります11月15日開催の第10回住民参加部会・第5回意見聴取反映ワーキング検討会以降に寄せられた意見を整理しております。

続きまして、発言に当たってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、発言の際には必ずマイクを通しお名前をご発声してから発言いただきますようお願いいたします。一般傍聴の方にも発言の時間を設けておりますので審議中の発言はご遠慮いただくようお願いいたします。携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

本日の委員会は3時間を予定しております。16時30分の終了の予定でございます。それでは今本委員長、よろしくお願いいたします。

今本委員長

皆さんこんにちは。きょうはKBSホールということで初めての会場ですが、いつもと違う雰囲気を感じております。このところ、委員会の休止問題等、新聞をにぎわしておりますが、それは後半の部分で触れたいと思えますのでよろしくお願い致します。

それでは、審議に入る前に報告をさせていただきます。庶務からよろしくお願い致します。

〔報告〕

（1） 前回委員会以後の会議開催経過について

庶務（日本能率協会総研 高橋）

流域委員会庶務の高橋でございます。これより、報告資料1に基づきまして、前回委員会以降の

会議開催状況のご報告をさせていただきます。

表にこれまでの会議の概要を書いております。それぞれの会議の内容についてポイントだけご報告申し上げたいと思います。

第76回運営会議結果報告。10月4日に開催されました。決定事項および検討事項でございます。

第52回委員会について。第52回委員会の議事進行について検討がなされました。平成17年度事業の進捗点検についての少数意見について。第52回委員会で少数意見として意見書に付するかどうかを検討することとなりました。ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について審議されました。意見聴取反映WG、水位操作WG、利水・水需要管理部会の検討状況と今後の予定について審議されました。今後の会議開催日程について決定されました。その内容はここに書いてあるとおりでございます。その他として、次期流域委員会委員会について意見交換がなされました。以上でございます。

続きまして、第4回意見聴取反映WG検討会でございます。10月4日に開催されました。住民参加のさらなる進化に向けて（答申基礎案）についての意見交換がなされました。委員より、当日配付資料「住民参加のさらなる進化に向けて」について説明がなされた後、章ごとに意見交換がなされました。そして、今後のスケジュールについて検討されました。以上でございます。

続きまして、第5回利水・水需要管理部会検討会結果報告でございます。10月10日に開催されました。決定事項でございます。利水・水需要管理部会検討資料たたき台に対する意見があれば、10月15日までに提出する。利水・水需要管理部会作業検討会を10月24日に開催する。検討の概要でございます。河川管理者からの説明と意見交換がなされました。その内容につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。水資源開発基本計画、淀川水系水資源開発基本計画について、等について意見交換がなされました。委員からの意見について。そして、今後の進め方について意見交換がなされました。以上でございます。

続きまして、第3回水位操作WG検討会でございます。10月10日に開催されました。決定事項、水位操作WG検討会の日程が下記のとおり決定しました。第4回水位操作WG検討会11月13日、第5回水位操作WG検討会11月21日。検討の概要でございます。河川管理者からの資料説明と意見交換がなされました。主な内容については、環境について、治水について、洗堰操作規則についてでございます。水位操作WG意見書について意見交換がなされました。今後の水位操作WGの検討課題について検討されました。以上でございます。

続きまして、第77回運営会議でございます。10月10日に開催されました。検討内容および決定事項でございます。検討会の公開化について。これまで経済的理由、検討内容等から非公開で開催

し、8月からは議事録について公開としていた検討会について、外部からの要望等を踏まえ原則公開とする。経費を極力抑える意味から、傍聴者の人数制限を行い、検討会と同様の会議方式とし、広い会場の確保等公開に伴う特別な配慮はしない等についてでございます。第52回委員会の議事次第について検討がなされました。第52回委員会の進め方について検討がなされました。以上でございます。

続きまして、第52回委員会結果報告でございます。10月10日に開催されました。決定事項でございます。平成17年度事業の進捗点検についての少数意見を少数意見として河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見書に付する。ダム等の管理に係るフォローアップについての報告書をまとめるためのワーキンググループを発足する。ワーキンググループリーダーは今本委員、ワーキンググループ委員は全委員とする。審議の概要でございます。平成17年度事業の進捗点検についての意見書への少数意見について審議されました。ダム等の管理に係るフォローアップの検討体制について審議がなされました。部会・WGの検討状況と今後の予定について審議がなされました。次のページでございます。その他として、部会検討会およびWG検討会の一般傍聴者への公開について、そして次期流域委員会について意見交換がなされました。そして、一般傍聴者からの意見聴取がなされました。以上でございます。

続きまして、第3回住民参加部会検討会結果報告でございます。10月30日に開催されました。決定事項でございます。第10回住民参加部会では、各委員会における住民参加の現状と今後について河川管理者から説明をしていただく。また、住民参加のさらなる進化に向けて（案）について議論する。検討の概要でございます。各種委員会における住民参加の現状について質疑応答がなされました。住民参加のさらなる進化に向けて（案）のたたき台についての意見交換がなされました。そして、一般傍聴者からの意見聴取がなされました。以上でございます。

続きまして、第2回委員会検討会でございます。10月30日に開催されました。決定事項でございます。10月24日の近畿地方整備局局長の就任記者会見における発言、その後の国土交通大臣の発言、自治体首長の流域委員会への批判について、公開の場で局長に説明していただくよう要請する。質疑応答の概要でございます。委員長より本検討会の開催趣旨について説明がなされた後、河川管理者より近畿地方整備局局長就任記者会見での発言等に関する説明がなされ、質疑応答が行われました。そして、一般傍聴者からの意見聴取が行われました。以上でございます。

続きまして、第6回利水・水需要管理部会検討会結果報告でございます。10月31日に開催されました。決定事項でございます。水需要管理に向けてたたき台の議論が必要な点については、第6回水需要管理部会にて審議を行う。水需要管理に向けてたたき台への意見があれば、11月12日までに

提出する。検討の概要でございます。河川管理者より追加説明がなされました。水需要管理に向けてたたき台についての意見交換がなされました。一般傍聴者からの意見聴取がなされました。以上でございます。

最後でございます。第78回運営会議結果報告でございます。11月9日に開催されました。決定事項および検討事項でございます。第53回委員会の議事進行について検討がなされました。ダム等の管理に係るフォローアップについて意見交換がなされました。部会・WGの検討状況と今後の予定について意見交換がなされました。今後の会議等開催日程について決定されました。その内容は以下のとおりでございます。以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。ただいまの報告に対しまして、ご注意いただくことはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔審議〕

1) ダム等の管理に係るフォローアップについて

今本委員長

ございませんようですので、審議に入らせていただきます。審議の1は、ダム等の管理に係るフォローアップについてです。では、河川管理者からの説明をお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

河川調査官の神矢です。よろしく申し上げます。まず最初に私の方から説明の中身というよりは説明の仕方ですけれども、きょうはダム等の管理に係るフォローアップは全部で4ダムが対象になってございます。きょうは、そのうちの天ヶ瀬ダムと日吉ダムについてご説明を申し上げます。そして、残りの青蓮寺ダムと高山ダムにつきましては、次回の12月7日の委員会のときにご説明を申し上げたいと思います。それでは、早速、天ヶ瀬、日吉、それぞれご説明申し上げます。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 佐中）

淀川ダム統合管理事務所の佐中と申します。前回の委員会でフォローアップに関して、何を対象に何をすればという意見もございました。そのことを念頭に置きながら、きょうのご説明をしたいと思っています。お手元に、平成18年度天ヶ瀬ダム定期報告書（案）というのがございます。書いていますとおり定期報告ですから、これが原則として5年に1回するというものでございます。これは18年度版の定期報告書です。

それでは、具体的内容を天ヶ瀬ダムの特徴を中心に報告書の構成も踏まえてご説明申し上げたいと思います。

まず構成ですが、ページをめくっていただくと目次ということで全体の構成がございます。1章から8章までなっているということで、1章で事業の概要ということで順次行くのですが、各章の最後に文献リストというのを載せてございます。各章でいろいろな考察を加えるわけですが、そこで引用した文献というのを最後にリストを載せているという構成でございます。1章が事業の概要、2章が洪水調節、3章が利水補給、4章が堆砂、5章が水質、6章が生物、7章が水源地域動態、それから8章にその他というのを設けてございまして、定期報告書作成の手引きによれば、基本的なところは7章までなんですけれども、天ヶ瀬ダム特有の課題ということで8章をつけ加えております。

では、天ヶ瀬ダムの事業の概要というところで、1 - 1ページの方に天ヶ瀬ダムの位置を載せているということでございます。1 - 3ページの方に、同じく天ヶ瀬ダムの位置なのですが、ちょうど狭窄部から出口のところに位置すると。下流には、宇治市とかの市街地が広がっていると、そういう位置関係にあるというのが天ヶ瀬ダムです。

どういった社会環境かというのが1 - 8ページに載せてございます。そこで、人口・世帯数の動向を載せているのですが、ダムができる前、昭和30年から比べますと、大津市、宇治市などは約3倍まで人口が伸びているというような地域でございます。

天ヶ瀬ダムがどうしてできたかという経緯を1 - 15ページに載せてございます。昭和28年9月に台風13号がございまして、淀川を初め近畿全体的にも大被害をもたらした洪水でございます。これを契機にダムの建設が決まりまして、昭和32年に事業に着手ということでして、39年11月で天ヶ瀬ダムが竣工してございます。その後、試験湛水を経まして40年3月、32年の着工から8年後に管理に移行というところでございます。その直後の9月に台風24号が来襲しまして、ダム完成後最初の洪水調節実施というような経緯でございます。

1 - 20ページからは、通常、余り紹介しないというところで紹介したものですけれども、管理という意味でどういう管理をしているかということも載せているというのがこの報告書の特色であります。全体的には、年間約6億程度の維持管理費を使いながら良好な状態を保っているというような管理の状況です。

済みません、1 - 25ページまで飛びます。こちらで貯水池運用計画図が載っております。ここを少し見ておいてほしいのは、途中で発電利用最低水位というのがございまして、必ずしも容量で幾らというよりも、発電効率上といたしますが、発電は落差を利用しますので、そこで最低水位が決まっているというのもこのダムの一つの特徴かと思っております。

維持管理の話が続きますけれども、1 - 28ページをお開き願えればと思います。市街地に放流す

るわけですから、あらかじめ河川巡視というものをやって安全性を確認した上やるということで載せてございます。宇治市はもともと市街地ですけども、年間400万人の観光客の方が見えると聞いてございまして、そういった方々が水辺にもおられるということも意識しながら、河川巡視を実施した上、ダム放流操作をやるという状態です。

天ヶ瀬の洪水調整の方に入らせていただきたいのですが、2 - 6ページになります。左下に図2 - 2 - 2としまして、天ヶ瀬ダム洪水調節計画図を載せてございます。第一次予備放流、第二次予備放流と書いてございますけれども、ふだん利水に使っている容量を洪水が来る前にあらかじめ放流して治水のための容量を空けるという操作をやっているという特色がございまして、その空けた容量を用いまして洪水調節をやるということなのですが、過去にどれくらいやったかというのが2 - 8ページでございまして、こちらに一覧表としてつけていますけれども、完成以来、今まで16回の洪水調節をやっているという実態でございまして、しからばその効果という意味で右のページにいくのですが、完成直後にできた台風24号のコースだとかそういうものを添えてございまして、2 - 10ページの下の方に、当時の新聞記事というところで紹介をさせていただいております。

もう少し効果が具体的にどの程度あったかという評価を2 - 19ページ、こちらの方で流量がどれくらい減らすことができたというところを載せてございます。これは流量ですので、それが具体的な川の状態、川の水位にどのような効果があるのかというのが、続いて2 - 21ページでございまして、こちらの方で、ダム直下榎尾山地点、及び下流の枚方地点の方の図を載せてございます。榎尾山で見ますと、大体0.9mの水位低下があったのではないかと推測しているところがございます。

そういった調節効果のほかに副次効果として2 - 25ページになりますけれども、本来、ダム設置目的ではないのですが、非常に流芥といいますが、例えばいろいろな豪雨災害がございまして、そのときは根っこがついた木が流れてきて橋に引っかかって、それによって水があふれるという現象も多数起こってございますけれども、ダム湖に流木を、ここでは塵芥ですけども、それがたまっているという状態を紹介しております。年間平均して250t弱がたまるということでございます。

各章にございますけれども、最後の2 - 26ページです。こちらで各章のまとめということで書いてございます。あわせて、今後の方針ということを書かせてもらってございまして、読ませていただきますと、今後も引き続き洪水調節機能が十分発揮できるよう、ダム管理者として雨量予測技術及び流出予測の精度向上などを図り適切に洪水調節を実施し、一層効率的なダム管理に努めていくということで締めくくらせていただいております。以上が治水関係でございます。

ダムの目的が2つございまして、1つは洪水調節、あとは利水が発電と水道用水となっております。

ます。3 - 1ページ、3 - 2ページにその概要を載せてございます。3 - 2ページには水道用水、どの区域に給水しているかという意味で、36万人に対しての給水の水源の一つになっているということ載せています。また、3 - 3には、発電用水のことを書いてまして、発電が2つあります。1つは、天ヶ瀬ダムの水を下流に流すときの力を使って発電する天ヶ瀬発電所、もう1つは揚水式発電所がございまして、これは、天ヶ瀬ダムを下池といいますか、天ヶ瀬ダムの水を上池の喜撰山にくみ上げて、そこから落とすときの落差で発電するという2つの発電がございまして、これが特色かと思っております。

そのときの効果といいますのが、3 - 6、3 - 7ですけれども、こちらの方で、どの程度の給水実績があるか、あるいは発電実績があるかというところをまとめさせてもらってございます。特色的なものを紹介したいのですけれども、3 - 10ページ、天ヶ瀬発電所の発電放流停止時の少流量放流というタイトルでございまして、これは、天ヶ瀬発電というのは、 $15\text{m}^3/\text{s}$ から $186\text{m}^3/\text{s}$ の間で発電をします。だから、 $15\text{m}^3/\text{s}$ 以下になりますと発電ができなくなります。一方、下流への水をどうして流すかというところですが、洪水吐きゲートから少水量を出していると、下の写真の方が少流量放流状態で、平成6年の写真を載せてございます。ちょうど右下の中央の洪水吐きゲートから流れている、これが少水量の放流時でございます。

その右側、3 - 11ページでまとめとして書いてございまして、今後の方針を読ませていただきますと、今後も引き続き、安定した水道用水の補給を行うとともに、地球環境に優しいクリーンな水力発電を実施していくと。また、少流量放流が可能な放流設備の設置も検討したいと、こういう結論で締めくくってございます。

続きまして、4章の堆砂のところですが、堆砂の実態が4 - 5ページに載せてございます。一番下の黒線が、建設当時の測量の結果でして、最新が太い赤線、ここまでたまっているということを示してございます。たまっているということによって、ダムの容量の中にたまっているということが1つと、それから下流側の河川状態が粗粒化している2つのことが指摘されてございまして、4 - 7ページですけれども、堆砂対策というところで、ダム機能の維持並びに下流への環境上の話等を具体的に検討するダム排砂技術検討会並びに淀川水系総合土砂管理検討委員会を設けて現在検討しているというところでございます。ここの評価ですけれども、最後の4 - 9ページになります。まとめと方針でございます。堆砂量につきましては、今後とも継続的な監視を行っていくと。また、ダム機能の維持及び下流環境改善のため、先ほど申し上げました2つの委員会によって具体的な検討を行っていくというとりまとめにしてございます。

続いて、5章の水質というところでございます。5 - 1ページの方ですけれども、ここで評価の

方針、評価の期間、評価の範囲ということを整理してございます。水質の評価は、その貯水池、あるいは流入・放流地点及び下流河川における水質調査結果をもとに、流入・放流水質の関係から見た貯水池の影響、経年変化から見た流域及び貯水池の影響、水質障害の発生状況とその要因について評価するとともに改善の必要性を示すというところまでございまして、どの期間のデータかというのが、その2番になります。水質項目によって違うのですが、おおむね昭和50年から平成17年までの約30年間、その観測データをもとに評価を実施しているというところまでございます。

水質項目は非常に多数ございまして、すべて紹介申し上げられないのですが、水質を考えたときの条件として5 - 5ページですけれども、天ヶ瀬ダムの水質にかかわる外的要因で4点整理してございます。1点目としましては、琵琶湖を流域に抱えるということを書かせてもらっていますけれども、その天ヶ瀬ダムの水質を見るときに琵琶湖というのは非常に大きな存在で、その水質というのは無視できない。そこを頭の中に入れてやらないといけないというのが1点挙げてございます。2点目が、ページが飛ぶのですが、5 - 8ページになります。2点目としては、回転率が大きい流れダムという表現ですけれども、天ヶ瀬ダムの容量2628万 m^3 に比べ、平均的に毎年何ぼ入ってくるかという31億 m^3 になります。31億 m^3 を先ほどの容量で割り算しますと、回転率と呼んでいるのですが、全部が入れかわると仮定すると、年間120回入れかわるような特色があるというのが1つでございます。それから、3番目として喜撰山揚水発電の運用がございまして、天ヶ瀬ダムを下池として上池にくみ上げて発電するわけですけれども、1日で発電する場合は2.5m程度の水位変動が生じていると。上池容量が500万 m^3 ぐらいでして、下池の天ヶ瀬は約2000万 m^3 と。割り算しますと、約4分の1が上がるというような状態でございます。4番目の方が、その発電だとか水道の取水口並びに洪水吐きゲートの位置、そういったものの特色を整理してございます。

水質をどこではかっているかというのは5 - 12、5 - 13に書いてございます。5 - 12の方は、平面的な位置を書いてございます。流入河川で5地点だとか、貯水池内2点、下流河川2点と書いてございます。ダム湖特有のはかり方が、次の5 - 13ページに載せてございます。通常の川に比べて水深が非常に深いというところで、水質をはかるときに表層、中層、低層と3層からはかっているということでございます。表層というのは、表面から0.5m下の部分です。低層といいますのが、下の地盤から1mラインのところをとっていると。中間層といいますのがその間というところでございます。そういった場所ではかった結果をもとに評価をしているというところまでございます。

いろいろな項目を調査しているのですが、5 - 71ページまで飛ばさせていただきます。こちらの方で、貯水池内水質の鉛直分布の変化というタイトルで、次のページにグラフがあります。水深別、または月別に、どのような水質、ここでは水温ですとかD Oなんですけれども、状況であるかとい

う整理をしております、これは平成13年の例でございますけれども、一番左上が水温の例です。真っすぐおりたら一様だということを示すのですが、例えば13年の左上の水温でいきますと、5月を見ていただきますと、途中まではちょっと斜めですが、やや真下になっている。途中で折れ線になります。ここから水温の変化があるというような状況をあらわしてございます。また、一番下がD Oでございますけれども、ここも夏場についていうと、そういう傾向があらわれています。冬場は逆に、例えば2月ですと、上から下まで一直線という感じが特色かと思っております。

5 - 117ページですけれども、こちらの方で水質障害。ここでは2点挙げているのですが、1つはアオコの発生並びに異臭味の発生状況を整理してございます。アオコの発生は、平成10年と11年と2回起こっております。そのときの状態を調べたのが次の118ページにあります。ちょうど、喜撰山発電所の停止時期と重なっているというところかと思っております。5 - 119からは、今度は異臭味の話を整理してございます。ここで言えますのは、非常に琵琶湖と密接な関係があるということが言えるのではという評価をしてございます。

水質をどうしてまとめるかといいますと、5 - 194ページ、195ページになります。こういった感じで、水温あるいは濁度、それから富栄養化現象、D Oと底質、こういったものの検討結果を記載し、その評価並びに改善の必要性について記載すると、こういう報告書でございます。

6 - 1からは生物になります。生物の方も、ここでは、例えば資料の収集をどうするかとか、どういう変化の検証をするか、あるいは評価をするかということをもとめてございます。対象は、魚介類、底生動物、動植物プランクトン、植物、鳥類、両生類及び爬虫類、陸上昆虫、その他（付着生物）というところですけども、ちょっと申しわけございません、時間の関係上割愛させていただきます。

あと1つ紹介しておきたいのが、最後の8 - 1でございます。これが他のダムにない天ヶ瀬特有というところで、最後のその他というところでございます。ここで2点載せてございます。1点が長期にわたるゲート放流というところでございます。上流と連動して操作等がありまして、今年もありましたが好天時に下流に洪水といいますか多量に水を放流しているということが1つあります。それからもう1点として、低周波振動ということがございまして、地元からいろいろ昔から置き去りになっていて、そこが今実態調査を行っているという状況を紹介してございます。

本日の資料に付けてございませんけれども、最終的な報告書は、最後に参考資料としまして、生データといいますか、それを添付するということを考えてございます。以上が天ヶ瀬ダムの定期報告書の全体概要と特色の説明でございます。

今本委員長

ありがとうございました。最初に聞いておくべきことだったかも知れませんが、この委員会は昨年2月の第2次委員会の発足に当たりまして、河川事業、ダム事業に係る再評価、及び事業評価に関する審議が加わったわけです。このダムのフォローアップについては、なぜこの委員会が行うことになったのかという理由と、それから具体的にこの委員会は何をしたらいいのかということをご説明いただけませんか。そうでないと、聞いていて、何をしたらいいのか分からない面があります。今まで現地を4回、4つのダムを見せていただいたのですが、特にこの委員会で審議することになった経緯、それから何をしたらいいのかということです。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

河川調査官の神矢です。まず申し上げますと、実はことしの4月だったかと思えますけれども、この委員会の場で、このフォローアップについてもお願いしたいというご説明をしたかと思えます。ちょっときょうその資料がお手元になくて恐縮ですが、その繰り返しになるかと思えますが、このダムのフォローアップというのは全国統一の、いわゆる河川局長通達というのがございまして、それに基づいて各地整でやっているものでございます。近畿地整でも当然それをやるべきということでやらないといけないわけですが、報告には、年次報告と定期報告の2種類あります。定期報告というのは5年に1度、各管理ダムについて行うということになっておりまして、今年度、今回審議いただいている4ダムがその対象ダムということで、近畿ではなされております。天ヶ瀬、日吉、高山、青蓮寺と、この4つでございまして、これは、必ずしも淀川水系流域委員会ですということではなかったわけですが、4月当初の段階で、ダムのフォローアップに関しては学識者の方々にご意見を伺って、かつそれをまた今後の管理に資するためにご意見を伺うということが、先ほど申しました局長通達の中に明記されております。したがって、私ども河川管理者としては、淀川水系のダムについては淀川水系流域委員会が当時当然存在したわけでございますし、かつ、また新たをお願いをするということでしたので、これは改めて淀川水系流域委員会をお願いをするべきだという判断のもとをお願いをしたと、諮問をお願いしたという経緯でございます。

具体的に何をするかということですが、実際にダムを管理するのはダム管理者がそれぞれおりまして、その管理者が日々管理を行うわけですが、やはり管理を行うに当たってさまざま、いろいろ、ダム管理者だけではわからない点とありますが、なかなか至らない点とありますが、管理を行うに当たっていろいろ注意しなければならない点というのがあろうかと思えます。そういったことを専門の立場として学識経験者の方にご意見をいただければ、それがまた再び、次の、あした以降の管理につながっていくであろうと、そういう観点、まさに局長通達に書いてあることのとおりですけ

れども、そういう観点でご意見をいただきたい、今の管理はこういうふうに管理をしてきております。

実際、例えば今天ヶ瀬の中でも説明がありましたように、こういったところが特徴的なことですよというようなこと、あるいは場合によっては、その問題点としてこんなことが今課題となっておりますというようなことを申し上げた上で、それに対して、ではこれはこういうふうにやっていったらどうかとか、あるいはこの管理についてはもう少しこうするべきであるとか、そういうふうなご意見をいただければ、それに基づいて、もちろん管理者としてできることと、できないことがあるわけですが、できるだけそういったご意見を尊重して次の管理に生かしていくということを考えたから、このような流域委員会の学識者の方々にご意見を賜りたいという願いをしたと、そういう内容でございます。

今本委員長

ありがとうございました。ただいまのようなことを目的にしておりますので、それを踏まえてこれからの説明をお聞きいただきたいと思います。

では、続きまして日吉ダムですか、よろしくをお願いします。

河川管理者（水資源機構関西支社 日吉ダム管理所長 井上）

それでは引き続きまして、水資源機構日吉ダム管理所長の井上でございますけれども、若干の時間をいただきましたので、本文厚うございます、ダイジェストということでご説明いたします。よろしく願いいたします。

事業の概要でございます。これは項目をさらりと述べさせていただきますけれども、洪水調節、そして利水補給、堆砂、水質、生物、水源地域の動態、こういった順番で申し述べさせていただきます。

日吉ダムでございますけれども、堤体積が67万 m^3 の中規模のコンクリートダムでございます。目的といたしましては洪水の調節、流水の正常な機能の維持、そして新規の利水ということでございます。ダム地点の降水量でございます。これはダムサイトでは、累年の平均で1300mmの降水があります。また12カ月では3月の融雪、それと秋の台風月、こういったところが非常に流水量が多くなってまいります。

日吉ダム地点の洪水の調節計画でございます。ダム直下の亀岡市、南丹市、こういったところでは、パワーポイントの方でござらんになって、見えますでしょうか。申しわけございません。若干薄い部分がございますけれども、これで長期の目標といたしまして、一定率、一定量の300、500ということでございますけれども、暫定で河川整備の途上ということを鑑みまして150 m^3/s の一定量

カット、こういったことでございます。

続きまして、調節した実績でございます。平成10年から17年までの8年間で洪水調節を行ったものが11回。ナンバー1から11まで振ってございます。大きなものが1、2あるいは11の台風の出水でございます。

続きまして、代表的なものでございます。平成16年10月、台風23号が日吉ダムが迎えたもっとも大きな出水でございます。亀岡地点でダム有り無しで約1mの減水効果を発揮いたしております。

まとめといたしまして、8年間、始まって以来で11回の洪水調節を行いました。また、平成10年の7号、8号台風では、亀岡地点で-90cmの減水。そして10号台風では60cmの水位低減を果たしました。16年の23号台風では危険水位を1m80cm上回り、101戸の家屋の浸水が発生いたしました。日吉ダムがなければ、さらに被害は拡大していたものと思われま。

追加ですけれども、この7月の前線出水でも亀岡地点で66cmの低減効果を見ております。今後とも日吉ダムは桂川の治水に貢献してまいります。

続きまして、日吉ダムの利水補給ということでございます。京都府、大阪府、伊丹市、阪神水道企業団、この4つに対して $3.7\text{m}^3/\text{s}$ ということで補給いたしております。

ダムの貯水池の運用の実績でございます。日吉ダムは制限水位方式のダムで、冬場と夏場では約13m水位を変えて運用いたしております。ここで一番下がっておりますのが赤線でございます。平成12年の渇水では貯水率が4.4%まで、96%の水を使って補給して頑張ったということでございます。

利水補給のまとめでございます。補給、下流河川の正常な機能の維持でダムから確実に補給を行いました。また、安定したかんがい用水で3000haを潤しております。そして、保津峡の舟下りの喫水深に貢献しております。今後も適切な維持管理により、その効果を発揮してまいります。

続きまして、堆砂の状況でございます。日吉ダム全体では平成16年までに84万5000 m^3 の堆砂をみております。上流に世木ダム、今までに堆砂したものが、そこで75万 m^3 でございます。差し引きで9万5000 m^3 がたまっておるということでございます。

堆砂傾向のまとめということで、計画堆砂量に対して約といたしますか、まだ1.2%でございます。日吉ダムでは今後とも堆砂測量を行い把握に務めてまいります。

続きまして、環境でございます。環境基準の類型は桂川の類型のAということでございます。これは嵐山の渡月橋から上流、これが該当いたしております。

水質の調査地点でございます。上流から流入地点が下宇津橋というところでございます。赤丸をしております。そして世木ダムの天若峡大橋、日吉ダム本ダムの流木止め地点、そして直下流、こ

の4点でございます。

水質障害の発生の状況でございます。障害といたしましては、冷水放流、そして濁水放流の長期化、そして赤潮、アオコ、こういったものをみております。

続きまして、水質保全設備ということで、選択取水設備、任意の取水深から取水いたします。また、浅層曝気装置、これは貯水池の低下時の冷水放流の低減をはかるということでございます。深層曝気施設、DOの改善でございます。

続きまして、平成17年の資料でございますけれども、ドローダウンから補給に入ったときまで、出水時また選択取水範囲を超えての補給があれば冷水放流となります。そして、冬場は貯留するために、放流水温は流入水温よりも高くなっておる状況が見てとれると思います。

水温の変化でございます。平成10年から17年、8年間の月ごとの水温を貯水池の水深に沿って示しております。冬場1月、2月、こういったところでは表層から低層まで水温は一定ですが、夏場は大きく差がでております。赤いものがそういった7月、8月、9月ぐらいが寝ておるところでございます。

水の濁り、濁水の発生ということで、16年の23号台風をあらわしております。ダム湖内は循環期に入っていたため、濁水放流の長期化となりました。

水質の状況でございます。SSは貯水池の表層、中層、低層、いずれも環境基準の25を満足いたしております。流入河川、また下流河川においても十分満足いたしております。

続きまして、DO溶存酸素でございます。7.5ということで表層、中層、満足しておりますが、下層はやや低い値でございます。また流入河川、下流河川についても十分満足いたしております。

続きまして、BOD75%値でございます。貯水池ではいずれも2以下でございますし、流入、下流河川ともに基準値以下でございます。

pHでございます。河川のAの基準ということで、6.5から8.5の間ということでございます。貯水池内すべて、また流入河川、下流河川ともに満足いたしております。

大腸菌群数、これは貯水池の表層、中層、低層1000以下でございます。ただ、流入河川においては出水時ということで、平成10年、16年には1000を超えているところがございます。下流河川については満足いたしております。

続きまして、富栄養化の階級ということで、トータルリンでは中栄養、クロロフィルaでも中栄養、年間の最大クロロフィルaでは富栄養となっております。

健康項目の環境基準達成状況でございます。これは26項目すべてについて基準を達成いたしております。ちなみに調査時期は冬の2月と夏の8月でございます。

水質のまとめというところで、流入河川・下流河川の環境基準項目は大腸菌群数を除き達成いたしております。また、赤潮、アオコの発生については選択取水設備深をかえることで流出の軽減を図っております。冷水放流はドローダウン時に発生することがございます。長期の濁水放流ということでは、平成10年の10号台風、16年の23号台風、いずれも10月中旬のもので発生いたしております。

以上によりまして、日吉ダムは水質とプランクトン調査を今後とも引き続き行ってまいります。また、冷濁水放流については、冷濁水検討会にて検討してまいります。

次、ダムをつくることによりまして新しい止水域が発生いたします。流れがあったものは湖となって人工湖になります。そういったところで対応した生息あるいは生育状況となってまいります。ここでは下流域の河川で代表してお知らせいたします。影響要因ということで、ダムの出現があるということ。そしてインパクト、影響を与えたということ。それに対して、どういった反応があったかということでございます。凡例のごとく、赤、青、黄色ということで、ダムが大いに影響した、青は影響が見られない、黄色はどちらとも言えない、わからないということを表示、明示させていただきます。

植物でございます。ダム湖畔周辺の植生分布は平成8年と16年で大きな差はないと思われま。ただ、アカマツが若干減少しております。

下流の魚類でございます。下流河川では年によりばらつきはありますが、主たる魚としてはオイカワ、カワムツは変わっておりません。外来種のブラックバス、ブルーギル、ともにダム管理以前から確認されております。

両生類、は虫類、哺乳類、こういったものは表のとおりでございます。ここで写っておりますカメとかアライグマですね、外来種も確認されております。

陸上昆虫でございます。これも8年と15年度の比較では大きく見えますけれども、調査時期とか手法に相違がありますので単純に数倍化しているとは言えません。

鳥になります。日吉ダムにより開放水面が世木ダムのときより約6倍となりました。それに伴って水鳥がふえております。また、日吉ダム湖では平成12年からカワウがふえております。

底生動物。ダムの出現で平成10年にはブユが急増いたしました。その後、トビケラ類になり、さらに刈取食型のカゲロウ類がふえております。

下流河川の生物の生息、育成状況の変化の評価と課題ということでございます。魚類についてはオイカワ等が多い流水環境ではありますが、イトモロコ等は減少しております。今後とも、物理環境調査、水質調査等を継続的にし、総合的に見てまいります。底生動物、これは流況の安定とか土

砂の現象などから、カゲロウ類や造網型のトビケラがふえております。魚類と同じく底生動物も総合的に検討してまいります。外来種については、ブラックバスとかブルーギルが確認されております。特定外来生物なので監視を行ってまいります。

生物のまとめというところがございます。ダム湖周辺の植生には大きな変化はございません。これらの植生は多くの動物に利用されております。ダム湖内は流水性のものから止水性の魚に変化してきております。新しい水域としてはカモ類がふえております。特定外来種が魚、哺乳類、植物等で確認されております。

以上によりまして、日吉ダム周辺では開放水面の出現によって、動植物に大きな変化は若干はあるとしても大きなものではない。しかし、流入河川、ダム湖内、下流河川では水生生物の経年変化が見られるので、何らかの影響を与えているものと考えられます。今後も継続的に調査を実施してまいります。

地域に開かれたダムでございます。日吉ダムは平成6年に地域に開かれたダムの第1号として認定され、ダムと一体となった周辺設備、整備が行われております。「スプリングスひよし」と称する第3セクターの多目的施設を中心にいたしまして、年間40万から50万人の人が訪れていただいております。表のごとくでございます。若干16年息ついておりますのは、テロ防で一般自由開放をとめていた時期があるということでございます。地域に開かれたダムが基礎とすれば、水源地域ビジョンは施設の展開、環境学習のテーマとする展開、そして上下流域の広がり展開、そういうことの取り組みを行い、活性化を図ってまいります。

水源地域動態調査のまとめでございます。ダムを核とした地域の活性化が図られております。ダム周辺では水源地域ビジョンと、それに基づいた多くのイベントも開催されており、ダム管理者と周辺自治体との良好な連携も図られております。以上によりまして、ダム管理者としてダム周辺の施設を生かした活動、イベント等への参加等を積極的に取り組むこと。そして、水源地域ビジョンにおいて策定されたものを関係自治体、地元NPOなどの方と一緒に推進していくことが必要であると受けとめております。

以上で日吉ダムフォローアップの定期報告の主なる項と、とりまとめということでさせていただきます。

今本委員長

ありがとうございました。今後の取り扱いですが、現地視察に出かけた方はこの報告書案を既にいただいておりますが、それ以外の方にはまだ渡ってないと思います。できるだけ早く庶務は各委員に報告書を配付するよう、まずお願いしておきたいと思います。あと、きょうここで聞きまして

もなかなかすぐわからない面があります。また、この報告書を読むのにかなり時間がかかると思います。そこで、委員からの質問事項あるいはその他の検討事項、そういったことを一度河川管理者と打ち合わせる意見交換会といたしますか、それを一度したいと思っています。各項目ごとに4ダムを同時に並行してやりたいと思いますので、これは追って日程等調整いたしますが、恐らく午前午後をひっくるめて2日ぐらいは必要だと思っています。

そういうことで、それぞれこれをお読みになって質問項目を整理いただきたいと思います。それから、きょうの説明あるいはこの報告書案を読んで資料等の必要がある場合には、一応きょうから1週間以内に天瀬ダムと日吉ダムについては庶務を通じてお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。きょうは説明を聞いただけで、また何をするかということも、ダムの管理に資するためということとはそうですが、そういうことのためへの意見を求められています。とりあえずこの場で聞いておきたいということがありましたらご発言願います。

よろしいでしょうか。では、1つ、私から聞かせてください。ダムの場合、天瀬ダムも日吉ダムも共通なんですけれども、堆砂についてはダム湖の中での調査結果はあるんですけれども、下流については管理上から言えばはかる必要はないんでしょうか。あるいはそのデータはないんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。通常ダムではダム湖内を管理対象範囲としておりますので、通常の管理の範囲内であればダム湖の堆砂状況のみ調査をしております。

今本委員長

しかし、堆砂というのは皆さん方から見たら、砂がたまって容量が減るのが心配でしょうけれども、下流側から見れば砂が来ないことが逆に問題なんですよね。これは河床が低下する、あるいは海岸が侵食されるということでそういう影響が出ています。ですから、ふつうから見れば、それに非常に関心があるわけです。ダムの管理として、その影響がどうなっているかということ把握する義務はないのかどうかということです。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 佐中）

私、堆砂のところの説明でちょっと触れたつもりだったんですけれども、ダムの機能の保持とともに、多分下流河川の粗粒化の話を出しまして、それが義務かどうかという話ではないのなんですけれども、淀川河川事務所と共同で、その堆砂状況を把握して、あるいは改善した場合、どういう効果があるかを含めて今後検討していきたいということで、いろんな委員会でもお願いするところでございます。

今本委員長

例えば環境への調査をしておられるのは、やはりそういう意味からのものだと思うんですよ。ですから、もしそれがなかったら、これはまた意見として述べた方がいいのかもわかりませんが、ちょっとお伺いさせていただきました。

そのほか何かございませんでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

西野委員

西野です。天ヶ瀬ダムについてお聞きしたいんですが、ここは複雑なダムで夜間揚水をしておられるんですけど、夜間揚水しているときのダム下流への放流というのはどういうふうになっているんでしょうか。もう1点、堆砂についてですが、旧大峰堰堤があるにもかかわらず大峰堰堤以下の堆砂の量が非常に多いのはどういう理由かというのがもしわかったら教えていただきたいんですが。

河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 佐中）

発電に2種類ありますという説明を申し上げまして、1つは天ヶ瀬ダムからの落差で下流に向かって放流するものと、それから揚水式発電としまして、喜撰山を上池、天ヶ瀬ダムを下池という話でございまして、放流の話ですけれども、基本的には夜間の余剰電力のときに上池にくみ上げると。そのとき水位は下がるわけです。それとは別に天ヶ瀬発電所があるんですけれども、揚水発電だけで申しますと、昼間の電力ピークに合わせて放流していくという作業をやりまして、下流との関係という意味では、その揚水発電というよりも天ヶ瀬発電の発電運用としての放流のみということになるかと思いますので、そこは直接の関係は余りないのではないかと考えているところです。

あと1点、旧堰堤より下流にたくさんたまっているという話があるんですけども、そこは前回の現地視察でも意見をいただいたんですけども、どういう土質のものがたまっているかを調べることによって、それは履歴も一つはわかるのではないかと意見をいただいております。だから、きょうの段階でどうこうと申せませんが、今後そういった調査をやることによって、ひょっとしたらそういう履歴もわかっていくのではないかとこのように理解しているのが、きょう現在でございます。

今本委員長

よろしいですか。はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。この報告書の受けとめ方ではありますが、ちょっとおくれて参りましてしよっぱなの方でご説明があったのかもわかりません。それだったら撤回しますが、この報告書の受けとめ方です

ね。この報告書はほとんど最終形のものであるとして、これに対して委員会の方からいろいろ意見を申し上げるといふようなスタンスでいいのか、あるいは委員会の方からの指摘等によって修正されるというふうな余地が、あるものなのか。

というのは、この委員会は1月末で一応委員としてはかわるはずですから。そういったこともありまして作業の進め方にも関係すると思うんですけど、要するにこの報告書はほとんど完成形に近いんだと、河川管理者の方からいただくものとしては、これを前提に意見を申し上げる立場にあるのか。それともこういうふうに改善された方がいいのではないかとということで、意見がまとまれば可能なものについてはなお修正される余地があるのか、その辺の基本的なスタンス、考え方をお伺いしたい。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。基本的なスタンスとしましては、これは報告書ということでご理解いただきたいと思っております。これにご意見をいただきたいと思っております。ただ、もちろん明らかに間違いがあるよとか、そういったことで修正しておかなければならない部分があれば、それは当然修正は対象としております。ただ、基本的には最初申しましたように、これを報告書としてごらんいただいて、これに対するご意見を頂戴したいというのが基本的な立場でございます。

それと、先ほどちょっとおっしゃった下流の堆砂の話なんですけれども、確かにダム事業者としての義務づけということであれば、これは下流までということには今制度的にはなっておりません。ただ、先ほど佐中所長の方からも申しましたように、例えば淀川水系であれば下流の河川事務所なりと連携をして、そういう堆砂状況あるいは土砂移動、そういったようなことを広域的な委員会などの場で調査検討をするとか、あるいはもっと申しますと、これはちょっと近畿だけではないですけども、全国的にもそういったことがいろんなところで問題になっているということもありますことから、そういった下流と連携した、いわゆる河川における土砂移動、そういったことをダムがどの程度の影響を与えているかというような観点でもって調査検討をしているということもございます。ちょっと補足させていただきました。

今本委員長

先ほどの金盛さんからの質問ですけど、要するにこれはほとんど完成形なので、もし誤り等があれば修正するけれども、一応このままだということですね。先ほど、私たちは何をしたらいいのかということをお伺いしましたときに、今後の管理に役立てるために意見が欲しいんだということでしたね。ということは、私どもはこの報告書を読んで、例えばここがわかりにくい、ここはこういうデータが不足しているとか、あるいは解釈がおかしいのではないかとか、そういったことは当然

委員会として言うべきなんでしょうね。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 神矢）

神矢です。そういったご意見をちょうだいしたいと思っております。もちろんその中で、例えばもっとこういうふうな調査が必要とか、こういう検討が必要というようなご意見も多分あると思います。それについては、今すぐこの報告書をそれに基づいて調査を行って変えていくということはちょっと不可能ですので、それをまさに今後の管理の中で、では今までこういう調査をしてなかったから改めてこういう調査を今後していこうとか、そういったことに反映していきたいという趣旨でございます。

今本委員長

金盛さん、よろしいですか。

では、次、寺川さんどうぞ。

寺川委員

寺川です。天ヶ瀬の方が年間6億ぐらいの、年間の維持管理費というふうにお聞きしたんですが、日吉の場合はこの報告書の中に書いているのかもわかりませんが、幾らぐらいなんでしょうか。

河川管理者（水資源機構関西支社 日吉ダム管理所長 井上）

全体で9億ぐらいですけども、純粹の、お返しするお金もでございますので、天ヶ瀬さんと大体似たり寄ったりの金額でございます。

今本委員長

お返しするというのは建設費のときの償還ですね。

河川管理者（水資源機構関西支社 日吉ダム管理所長 井上）

はい。

今本委員長

はい、わかりました。

では、どうぞ。

寺田委員

ちょっと教えてもらいたいのは、水質の関係のところの日吉の方の5 - 7のところ、定期水質調査地点が書いてあるんですけども、調査地点は4地点で、その4地点の各地点のどこでとるのかということについて、図側の一番下に書いてあると思うんですけども、この図でいくと、日吉ダムの直下のところと、それから日吉ダムの貯水池のところは表層のところだけが調査地点、基準地点になっているんですけど、これはこの図が違っているのかなと思うんですが。

各水質調査項目のところでは低層の部分、中層の部分、表層ということでデータ数字が出ていますよね。例えば天ヶ瀬の方の5 - 13のところには調査地点のやはり図が出ていますけれども、これは堰堤のすぐ手前の貯水池のところの、採水位置というのが、表層と中層と低層で3つちゃんと分けて図解で載っているんですけども、この日吉ダムの方は何か表層だけがこの採水地点のような図になっているんですけども、これで合っているんですかね。各水質項目のところは低層とか中層も数値が出ているんですよ。そうすると、これはどうやってはかったのかなと。ちょっとこの図を見て、あれっと思ったんですけども、そこはどうなんですかね。だから、5 - 7の一番下の多分採水地点を書いてあると思うんですけどね。採水地点のところには低層も中層も載ってないんですよ。これは違っているんですかね。

河川管理者（水資源機構関西支社 日吉ダム管理所長 井上）

申しわけございません。ちょっとダイ・ダイジェスト版で、はしょりましたので、机上用お手元の概要版のページ45ページを見ていただければおわかりになると思います。水質調査項目と頻度ということで、縦にこれこれ、横軸に貯水池、流入河川、下流河川、こちらで基準地点網場、流木止めですね。これのところでの表層、中層、低層、こういったことであらわしております。ちょっと、この5 - 7の絵物がその表面だけをとりまえてポイントにしましたので、これは縦方向に伸びております。よろしく願いいたします。

今本委員長

これはやはりこの図から見る限り表層だけというふうに受け取りますので、できれば修正いただければいいと思いますけどね。

はい、どうぞ。

三田村委員

三田村でございます。次回の説明を伺ってとっていたんですが、今、寺田先生がおっしゃったので、ついでに伺いたいと思います。ふつうダム湖の場合の採水深度は水位変動が激しいものから、湖のように湖面からはかることではなくて、湖底からはかることがしばしばあります。これは湖面からはかってらっしゃいますね。いわゆる表面水0.5m、それは結構だろうと思うんですけども、問題は中層と書いてある1/2の深さ、それは水平方向につなげられないんですよ、水位変動がありますと。そういう意味において、ダム湖の場合は湖底から何メートルのところを中層とするというぐあいにする場合がしばしばあるんですが、どうしてこのようにされたのかがよくわからないんです。もしおわかりでしたらご説明していただきたい。表面と底層は結構ですが、中層を観測時ごとにつなぎ、折れ線にすることは非常に困難にもかかわらず、このようにされた理由。次回

でも結構ですからお願いします。

河川管理者（水資源機構関西支社 日吉ダム管理所長 井上）

今答えられる部分でございますけれども、自動観測装置というのを取りつけております。これが貯水池の網場に置いておりますので、機械的に一日の平均ということであれば9時とか、あるいはセッティングで毎正時とか、そういったことになるわけです。これが水位に応じて表層、中層、低層というような形でございますので、1/2水深といいますか、そういったことで、定期のものでも真ん中というので確かに夏場水深あるいは冬場水深、あるいはその中間の部分では当然変わってくるというのは出てまいります。自動濁度とか6項目をはかる、そういったもの等を合わせているような形になっております。

今本委員長

はい、どうぞ。

川崎委員

日吉ダムの地域開発に関することで、7 - 4から7 - 6の間のことなんですけれども、私が知っていたのは、地域人口の推移というのが表の7 . 2 - 1というところ、7 - 4に書かれていたんですけれども、これは平成12年までなんですけど、平成17年、18年ぐらいまでの間のデータを入れていただいた方がいいのかなと思います。他の市町村なんかに比べて、要するにダム開発とその周辺開発が地域経済だとか地域に対してどのような影響を与えたのかというのを近年まで見たいなと思いますので、もしこの辺わかれるようでしたらデータを追加していただければと思います。

それから、あと7 - 6の図の7 . 2 - 4のところ観光者数というのが年間で書かれていて、大体四十七、八万ぐらいという、かなりの大きな規模のリクリエーション施設、50万近い者を入れるというのは難しいと思うんですけれども、ここでは達成されているというのは非常にイベントだとか、いろんな地域に開かれたコンセプトということで努力されてきている結果だと思うんですが、平成16年で7万人が下がっているのは何かソフト的な対策というか、そういう問題なのか、それとも台風だとか、そういう自然気象の影響なのか、一気に下がっているのもそのあたりを教えてくださいなればと思います。

河川管理者（水資源機構関西支社 日吉ダム管理所長 井上）

まず1点目でございますけれども、動態調査ということで3年置きということが基本でございます。そういったものでデータの取り扱いが、ことしまたやっておるわけでございますけれども、そういったものも付加していければ大体流れが見てとれると思います。

2点目でございます。確かに大きな数字の人方、一番多い年でダムの管理に移行されて12年がピ

ークで、それからやや物珍しさもなくなってきたのかということもありますけれども、特に16年はダム的一般自由開放というのをテロ対策防止ということで、職員による案内に変えておりました。そういったこともあったので低減したと思います。今後とも、17年でまた若干、一度閉めたものが返るとするのはちょっと時間がかかります。でも、今後とも地域とともに頑張っていけば、ある程度は回復できるのではないかと考えております。

今本委員長

まだまだ質問があるかと思いますが、きょうは「その他」のところでの時間をとりたいと思いますので、次に進めさせていただきます。

2) 部会・WGの検討状況と今後の予定について

今本委員長

2番目は、「部会・WGの検討状況と今後の予定について」ということで、各部会、ワーキングの報告をお願いしたいと思います。

最初に、利水・水需要部会の部会長荻野さんからお願いします。

荻野委員

利水・水需要管理部会の荻野でございます。

ごくごく簡単に審議資料2-1に、利水・水需要管理部会報告書「水需要管理に向けて」ということで目次を出させていただいております。この報告書は、実はあす我々、部会を開きまして審議をしていただくことになっております。一応これまでの数度にわたる検討会等を通じまして40ページぐらいのこんなものができております。既に一昨日、委員の皆様にはメールでこのフルペーパーを送らせていただいておりますので、お目にとまったかと思っております。

これまでの検討の経緯でございますが、9月26日に初めてドラフトペーパーを皆さんに見ただいて読んでいただきました。それから始まりまして、10月の第5回検討会、それから10月31日の第6回検討会、その間に作業検討会等々を通じまして、要約にして皆さんのご意見をいただき、さらには河川管理者の方からも非常に懇切丁寧なご意見、事実誤認あるいは考え方に対するご質問等々をいただきました。できる限り、この報告書の中に反映したいと思って書き込んできたつもりではあります。まだまだ委員の方からも、審議が行き届いていないのではないかとこの項目も実はございます。そういうことも含めまして、できる限りの努力をいたしまして最終案をまとめたいというふうに考えております。

内容でございますが、ここに目次の大項目だけを上げさせていただいております。1章から5章までになっております。

第1章は「淀川水系における利水政策の考え方と課題」と大きく振りかぶってはいるんですが、内容は小項目が3つございまして、水資源開発政策の現状と課題、特にフルプラン体制について、昭和36年から始まったフルプラン、現在に至るまでの時代背景の違いとか、フルプランが現在どういうふうな形になっているかというふうなことを分析・検討をさせていただきます。2つ目は、利水管理政策と河川整備計画ということで、主として水利権管理について言及をしております。そういうものをまとめて、課題の整理ということで第1章を終わっております。

第2章の方は「開発行政からの転換」ということで、我々部会の名称になってます利水・水需要管理ということで、水需要管理ということをどういうふうに定義づけといいますか理念をつくっていったらよいか、あるいは水需要管理というものが現在の時代背景の中でなぜ言われてきたのか、それから水需要管理を実現するためにはどういう仕組みを考えたらよいかというふうなことを第2章で書いてございます。

第1章と第2章は、どちらかという理念系といいますかコンセプトのようなものを抽象的な文にはなりますが書かせていただいております。

第3章は「水需要管理の具体的施策の検討」ということで、ここが我々水需要管理部会の中でつこつと議論・審議をしてきたことの具体的な内容でございます。項目が全部で5項目になっております。ごくごく簡単に申しますと、水需要管理をこれから展開するのに、河川流量データを重視した形でやっていかないといけません。渇水対策とか水需要量の把握とか、それぞれ基準点というものが設けられておりますが、基準点の確保流量あるいは正常流量といったものを、きちんと流量的に評価していただいて、こういうものも公開といいますか公表していただくというふうなことが必要ではないかと。それから、異常渇水時の緊急水の補給とか、それから渇水調整と大川維持流量の関係とか、こういう各論について述べてございます。

2つ目の項目は、水需要管理のソフトソリューションということで、水需要の精査確認、水利権の用途間転用、あるいは渇水時の水利権調整とかいうようなことを書いてございます。特に河川法第53条及び53条の2というのが、新河川法の中に追加されて規定されております。渇水時の水融通の拡大というふうなことが言われております。こういうものも淀川水系の中に、ぜひ積極的に取り入れてもらいたいというふうなことでございます。

3番目の項目は水需要管理のソフトソリューションの例題ということで、三重県伊賀用水の新規利水について、我々がディスカッションした内容を少しコンパクトにいたしまして整理をいたしました。この内容につきましては、ダムワーキンググループの方で取り上げてもらうこととなりますので、ここでは項目を上げて、その項目の説明を少し記述するという範囲でとどめてございます。

それから4番目、5番目は我々水需要管理のカテゴリーの中で環境との関係とか、それから治水との関係というようなことを整理してございます。特に環境との関連につきましては、環境コスト負担というふうなことを書いてございます。これについては、委員の皆さんからたくさん異論、反論をいただいております。こういうことも、まだ十分審議はされていないことを重々理解した上で、報告書の中の一つの構成要素にしたいというふうに思っています。

それから、第4章でございますが、これはまだ。

今本委員長

それ、報告書の方は、またこれから読ませていただきますので。

荻野委員

そうですね。ということで、あす部会で内容について1個ずつ審議をしたいと思っています。ということで、現在のところまでのご報告でございます。

今本委員長

ありがとうございました。

引き続きまして、水位操作ワーキングの状況報告をお願いします。

西野委員

水位操作ワーキングリーダーの西野です。

水位操作に関しましては平成17年1月に琵琶湖水位操作についての意見書、中間とりまとめというのを出してありますが、その後第2次流域委員会に入りまして、さらにこれを発展する形で検討するということで、昨年6月に水位操作ワーキングが設置されまして、今年度は5回のワーキングを開催しました。まだ現状は論点整理の段階で、意見書を書くまでには至っておりません。水位操作の点につきましては河川管理者にいろいろわからないことをお聞きするというので、30項目に分けて質問をこれまで行ってきました。少し時間をかけないとわからないという項目もあるんですが、大体ほぼ回答が出そろった段階です。

ここに資料2-2に上げていますのは、これからまとめようとする水位操作ワーキングの意見書の目次の案で、まだこれでいくかどうかというのはまだわかりませんが、「はじめに」、それから2番目に「琵琶湖および淀川本来の水位変動について」、3番目に「琵琶湖および淀川の水位操作に関するこれまでの経緯」、これはできております。4番目「水位操作の試行およびその評価」、これは河川管理者の評価、資料提供をお願いして、昨日一応全部それが出そろいましたので、これから論点整理を行うところです。5番目「水位操作のあるべき姿についての考え方と問題点」ということで、「環境」、「治水」、「利水・利用」、これについてはこれから

論点整理を行うという状況です。6番の「今後の水位操作試行の進め方と検討すべき課題」についても、今後できるだけ、ことし中には議論をまとめたいと思っております。以上です。

今本委員長

ありがとうございました。

続きまして、意見聴取反映のワーキングの報告をお願いします。

田中委員

意見聴取反映ワーキンググループの田中でございます。

先日15日の合同会議に作成案を提出した後も、ワーキンググループで議論・検討を重ねてきまして、きょう実は意見書案を提出する予定でございましたが、昨日委員長より指摘があり、もう一度見直す必要があるだろうということで、きょうちょっと提出ができなくなりました。早急に作成できるように、また努力していきたいと思っておりますので、遅れたことはおわびして報告とさせていただきます。以上です。

今本委員長

ありがとうございました。あともう1つ、ダムワーキングがあるわけですが、これは私自身がリーダーなんです、現在までのところまだ開催しておりません。目的は当面事業中のダム、これは当面実施する、あるいは実施しないにかかわらず、今何をすべきかということ、この委員会として言っておきたいということで、それをまとめるのが目的です。これまでの議論をもとにしまして、各ダムごとに担当は決めておりますので、やがて活動をし出す予定です。

それから、ダムのフォローアップ調査についてのとりまとめも、また新たにワーキングをつくるのも何かと思っておりますので、ダムワーキングで対応したいと考えています。

きょうはそれぞれの部会あるいはワーキングでの状況をご報告いただきましたが、地域部会についてはこのところちょっと開かれておりません。これについても、各部長さんは最後どういうふうにこの任期で締めていくのかお考えの上、よろしくお願ひしたいと思います。

ここで10分ほど休憩したいと思います。よろしくお願ひします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは10分間休憩いたします。20分に会議再開をさせていただきますので、20分にはご着席いただきますようお願いいたします。以上です。

〔午後 3時11分 休憩〕

〔午後 3時22分 再開〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

ご着席いただきたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

3）その他

今本委員長

それでは3番目の審議に入ります。ここでは、淀川水系流域委員会の休止発言問題を取り上げたいと思います。

まず最初に私の方から事実関係について説明させていただきます。10月24日の記者会見で、新たに就任されました局長が淀川水系流域委員会を休止するという趣旨の発言をされたと翌25日の新聞報道でなされました。これを受けまして27日に局長に発言の真意を聞くため整備局を訪れましたが、そのときは不在で河川部長が対応してくれました。その後、11月9日の運営会議後、運営委員が協議しました結果を受けて、局長へ会見を申し入れました。15日にその会見が実現しました。会見時間は1時間ほどあったんですけども、発言の内容が正直言って理解しがたい。メモをとろうとしたんですが、なかなかメモのとりにくい発言でした。そのために、ぜひ委員会に対して、できたらみずから、もしくは河川部長が説明してほしいとお願いしましたところ、きょうひさびさに河川部長がお見えです。

そこで、まず河川部長から局長発言の真意と伺いますか、それをご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

河川部長の谷本でございます。ひさびさということでございますが、たまたま前回は、この委員会に出る予定をしておりましたのですが、福井の足羽川ダムの基本協定の調印式というのが地元の都合で急遽決まりまして出席することができませんでした。大変申しわけございません。

これまでの経緯を、今、今本委員長からご報告があったとおりなんですけど、皆様方のお手元にはA4の紙1枚をお配りさせていただいております。これに沿ってもう一度ご説明を申し上げます。

10月24日に新局長就任の記者会見がございました。記者会見の中では、局長は関西、近畿の将来についての抱負を語ったわけでございますが、その後に記者の皆さんから順次ご質問をいただいたということでございます。

最初にありますように、これはたまたまなんですけど、そのちょうど1週間ぐらい前に、10月17日の新聞報道で、淀川流域委員会が廃止の危機であるというような報道がございました。これは事前に何かがあったわけではなくて、我々としても唐突に受け取ったわけでございますが、たまたまこういう記事が直前にあったということが引き金になっているのかなと思いますけれども、局長に対

する質問の中に、流域委員会に関連するものがあったということでございます。

2つ目ですけれども、まず局長が最初に申し上げておりますのは、河川整備計画を作成する、これに当たって学識者の意見を聞くと、そのために流域委員会を設置しているものでありますから、その新聞の報道にあるような廃止というような考えは全くないということを最初にお答えしております。

それから、今後のスケジュールについて言っております、その次の「一方」というところでございますが、河川整備計画というのは、河川法の手順でいっても、まず河川整備基本方針があって、それを前提として整備計画をつられるということなんです、その整備基本方針を審議する社会資本整備審議会の河川分科会の基本方針検討小委員会、長つたらしいですが、この小委員会で基本方針の審議をいただいているということでございます。

この議論の中で、従来は工事实施基本計画というものをもって河川管理をやってきたわけでございますけれども、それに対してこの淀川というのは本川、本川というか琵琶湖から出てくる宇治川、それから桂川、木津川と、それぞれに狭窄部というものを持っていると。これを今の工事实施基本計画では広げて水の通りをよくするということになっているわけでありまして。また、琵琶湖の出口、瀬田川には洗堰がございますけれども、この洗堰といいますのは、下流の洪水の条件によっては全閉をすることもあるという操作規則を持っております。このことの問題。また、明治29年、大変昔ですけれども、琵琶湖にとってみれば既往最大、3 m70ほどの水位まで上がったという既往最大の洪水がございますが、これをこれまでの工事实施基本計画では検討の対象にしていなかったという、こういう新たな論点が指摘され、こういうところについてきちんと整備をすべきだという議論がございました。

これらは、例えば狭窄部をあけるとかあけないとか、洗堰の操作規則を変えとかというような話は、計画の根本になる洪水の大きさ、いわゆる基本高水とか計画高水流量そのものが変わってしまうかもしれないという大変重要な論点でございます。したがって、ここの議論は相当慎重な、かつ綿密な議論が要るので、なおかなり時間がかかるだろうという見通しを持っております。次の「したがって」はそういうことが書いてございます。

一方で、今の流域委員会の委員の皆さんの任期が来年1月末で切れることになっておりますけれども、その時点までに基本方針ができて、ご審議いただくための整備計画の準備というのがとてもできないという見通しからこの時間的な関係で一たんお休みになるという見通しを申し上げたということでございます。

それから、記者の方からは流域委員会の感想を求められておまして、それについて、まず1つ

はこれまで多くの貴重な意見をいただいたこと、それから委員に限らず多くの方に川について議論していただくことにつながったというような成果についてまず申し上げます。

また、一部の報道で流域委員会の評判が悪いと局長が発言したというような報道がございましたけれども、ここもちょっと事実と違ってありまして、例えば地方自治体の首長さんなどから、我々国土交通省に対して、流域委員会の意見を非常に大切にしている、あんまり自分たちの市町村長の意見を聞いてないのではないかというようなおしかりを、これは流域委員会がではなくて、私も国土交通省あるいは河川管理者がそういうおしかりをいただいていると、こういう話をしたことがそういう報道につながっているのではないかとということでございます。

実際の記者会見での経緯は、こういう今述べましたようなことですので、休止するとかしないとかいう方針を決めて発表したというふうなものでは全くなくて、何か休止のために手続をするというものでもありません。今後の物理的なスケジュールの見通しとして述べたということでございます。

それからもう1点、東京の方で国土交通省でも大臣あるいは事務次官の定例会見の中でこの質問が出て、またそれが報道されたことによりまして、大臣のご発言と整備局の言っていることにそこがあるというような誤解がございましたけれども、これも大臣が少し言葉不足だったということで、改めて記者会見の場で申し上げるというのをおっしゃっていただけますのは、整備計画を作成するには流域委員会の意見を聞くこと、これはつまり流域委員会を廃止する気は全くないということ。それから、スケジュールの都合で一時休止ということになると、廃止する考えは全くないということを改めて明言しておられますので、この点について大臣と整備局の考えの間には全くそこがないというふうに考えております。

ただ、私どもの局長が直接大臣にお会いする機会がございまして、そのときも大臣から休止期間が長くないように、基本方針作成等の作業を一生懸命やるようにというご指示をいただいたということでございます。

先週15日に今本委員長、また両副委員長においでいただいて局長室でお話をさせていただいたエッセンスの部分はこういうことでございます。またその後少しの時間でしたけれども、意見交換もございました。とりわけ私どもの局長が強調したというか強く申し上げておりましたのは、流域委員会と河川管理者はこれまでどおり、これまでと同様に協働の体制を続けていきたいということ強く願っているということをお申し上げます。

これは少し意味があって、一連の新聞報道の中であたかも流域委員会と河川管理者が対立をしているというような書きぶりの記事がございました。これに局長も大変心を痛めてありまして、この

点は局長だけではなくて我々みんなそうですけれども、従来からそういう関係では決してなくて、ずっと協働関係でやってきたつもりでございますので、このことをきちんと継続をしていきたい、またそれが世の中の方々にきちんとご理解いただけるようにお互い努力をしたいということは強く申し上げさせていただいたところでございます。

15日に局長がお話させていただいたことの要点はおおむね以上でございます。

今本委員長

ただいまの説明で私が納得できないのは、基本方針をつくる上でおけている事情、これはこれまでどおりで何ら状況が変わったわけではありません。状況が変わったのは河川管理者側の担当者が変わったことだけであって、私はほかの事情はこの流域委員会が始まった当初の状況と何ら変わっていないと思っております。ただ、最後の協働ということについては、これは私も同意しております。これは恐らく皆さん方も同じ気持ちだと思うんです。この委員会は当初から河川管理者との協働の結果、ここまでやってきたという面が非常に多いと思っております。

問題は今後どうするかということで、ここでお話を聞いておりましたも結局よくわからない。いつまで休止するのか、なぜ休止するかという理由もさることながら、やはりちょっとわかりにくいと私は思っております。きょうは、久しぶりと言ってはなんですが、委員の出席も久しぶりに多い方なんです。そこで、各委員、意見であろうと質問であろうと何でもいいと思しますので、随時ご発言いただきたい。きょうこの委員会が終わった後、委員会としてどう対応していけばいいのか、少し委員の皆さんと意見を交換したいと思っておりますが、当面河川管理者側の考えをできるだけそれまでにお伺いしておきたいと思っております。

それでは、どうぞどなたからでも結構です。いかがですか。どうぞ。

谷内委員

委員の谷内です。基本方針作成の作業が進むまでは休止するということですが、私自身が素直に考えた場合には、その作業を進める間もやはり流域委員会を継続して、その意見を聞きながら進めた方がいいと思うんですが、この点についてはどういうふうにお考えなのでしょうか。特に河川部長、よろしくをお願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

今も申しておりましたように、学識者の意見を聞くという手続は別に時期を限ったものではありませんので、いろいろな形で聞いていきたいと思っております。

先ほど事実関係だけを述べましたので、もう少しだけお話をさせていただきますと、我々河川管理者の仕事は河川整備計画をつくっていくと、それもできるだけ地域社会に貢献できるよりよい形

で整備計画をつくっていくということが一番大事な仕事であります。そのために学識者、住民、地方自治体の意見を聞きながら進めるということであって、これまでもそのようにやってきております。6年ほどになるわけですが、我々自身もいろいろと考えているところが、この経験の中から思うことはございますし、またいろいろなお指摘をいただいている面もありますので、この際、さらによくするという意味でこれまでのやり方の点検をしてみたいと。その上で、これまでやってきたよい点についてはさらに進めると。逆に改めるべき点については改善していくという検討をさせてもらいたいと思っています。

それはちょっと今まだ具体的に何がどうというわけではないんですけども、例えばいわゆる透明性、客観性の確保、あるいは公募等による住民等の参加の機会の確保というのは、こういう検討の中で大変重要なファクターだというふうに思っております。いずれにしてもこの検討を進めてある程度まとまった段階で改めてお示しをしたいというふうに考えております。ですから、この検討のためにも少し時間をいただきたいなと思っております。

これは何も再開は基本方針が策定された後ということではなくて、大臣からも早くようにという指示はいただいておりますので、こういう検討を早く済ませて、基本方針ができて、議論を始めるときにはちゃんと十分間に合うように、あるいはその少し前から議論が再開できるようにしていきたいというふうに考えたいと思います。そういうことです。

今本委員長

よろしいですか。

谷内委員

ということは、つまり休止期間の間に流域委員会の今のやり方を再検討するということ、やはり作業としてやりたいということでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

休止期間ということではなくて、今も始めています。始めていますというのは、具体的にどういう作業をしているかということではなくて、我々の中でも議論をしております。これからまたぜひ皆さん方からもご意見を聞かせていただきたい、これまでやってきた中でこういういい点はぜひ継続すべきだとか、あるいはこの点を改める必要があるのではないかというようなことがあれば、ぜひまたご意見として言っていただければいいと思っております。

今本委員長

今のお答えでちょっと私からもお伺いしたいのは、これもこれまでも聞いていたんですけども、例えば委員会の透明性、あるいは委員の選出方法、これは非常に重要なことだと受けとめていると、

大事なことだと、これはわかっている。だけど、次をどうするかということは全然言われなわけですね。それについては検討中だと。ここのギャップが非常に大きいような気がするんです。このことについて何かご意見はありませんか。それ以外でももちろん結構です。どうぞ。

三田村委員

三田村でございます。谷内委員がおっしゃったことにかかわりますので、少し触れておいた方がいいと思います。委員長と副委員長、それともう1人が局長と面談いたしまして、私はこのようなことを伺いました。委員会を休止されようとしているのか、委員会の活動を休止されようとしているのか、すなわち活動を休止の場合は、その中身は縮小も含めて考えていらっしゃるのか。それをお伺いしたら明確な答えをいただけなくてそのまま帰ってきたんです。

その理由をこんなふうに申し上げたんです。ダムフォローアップを私たちは諮問されておりますが、先ほど金盛委員からご意見がございましたように、かなり深く掘り下げた意見をダムのフォローアップについて言うのであれば1月の末までにそれをするのはかなり難しいでしょうと。そういう意味では縮小しても活動は細々とやらないとやっていけないのではないのでしょうかということをお伺いしたんですが、答えをいただけなかったです。

そういう意味では谷内委員がおっしゃったように、別に継続して中身を少し縮小あるいは休止して何ら問題点がないと私個人は思っているんですけれども、その辺をもう一度お答えいただければありがたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

同じお答えになるかもしれませんが。今の副委員長からのご質問は今少し詳しく言っていたのでわかったんですけれども、実はあの場でご質問いただいたときに、質問の趣旨がうまく理解、こちらとしてはできないところがございまして、多分局長もそうではなかったのかと思います。それで答えられなくなったのではないかと思います。

申しわけないのですけれども、それについて今どうするか、まだ我々も決めきれていなくて、むしろご意見としてきょうこの時間内でおっしゃっていただきたいなと思っております。そういったことも含めて我々なりに考えをまとめていきたいと思っておりますので。

今本委員長

どうぞ。

寺川委員

寺川です。今お聞きしてまして、1つよくわからんのは、この休止のあり方かなと思うんですが、休止期間中といいますか、この間はどうかさるのかをもう一度お聞きしたいのですけど。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

休止期間といっても、その間耳を閉ざすということでは全くありませんので、いろんな形で意見を聞くことはできると思っております。また、そういうことを今まで以上にやっていく必要があると思っております。

何度も言いましたように、休止期間を設けることに何か目的とか意味を持っているわけではなくて、スケジュールとして考えているので、そこに隙間があくんだとすればその隙間が埋まるような手だてを考えていかなければいけないと。一番いいのはその休止期間をできるだけ短く済ますということですので、大臣からもそのようなご指示をいただいておりますので、そういう努力をしたいと思っております。

寺川委員

今のお答えの中で、やっぱりすっきりしませんのは、いろんな形で聞いていくというようなご発言があるんですが、そのあたりがやっぱり我々とする、少なくともこの6年近くやってきて、非常に大臣もおっしゃっていたように、流域委員会は相当なエネルギーを財政的にも人的にも時間を使ってきたということで、それをここですぱっと切って、いわゆる休止してと、これが短くとおっしゃいますけれども、その期間もはっきりわからないと、できるだけ短くというだけであって、何かいろんなところに聞いて何とかしのぐんだという、そのあたりは非常にその重み、これまで議論してきた、あるいはいろんな提言、意見を出してきた、そしてまた整備計画を、ダムだけではなくていろんな日々の河川の整備を既に進行しているわけで、一時も猶予は認められないというか、そういう非常に重要な立場というか状況にあると思うんですが、そのあたりが先ほどの谷本部長のお話の中でももう一つ明確にならない。

したがって、先ほど、谷内さんがお聞きになったし、三田村副委員長もお聞きになったこととも関連するんですが、その休止というのは別に流域委員会が存在していても、検討、再検討、見直すということではできるわけですし、さっきもありましたように、例えばこういったときはどうしようというときにすぐに諮問できるわけですが、そういった仕組みというのがなくなったときには一体どこにどういう形でちゃんとした意見を求めるかというあたりが、非常に不安といたしますか、それでいいのかなというふうなあたりがもう少しわかりませんので、そのあたりどうなんですか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

そういうご意見だというのはわかるんですけれども、それについて先ほど申しましたように、ただちに何かこうするという答えを持っているわけではなくて、何かしのぐというようなご発言もありましたけれども、そういうことを何か考えているのではなくて、流域委員会というやり方をずっ

と継続していくという中で、見直しをして、点検をしてよりよくするというのにちょっとだけお時間をいただくと言っているだけで、何か休止をしてその間流域委員会以外から意見を聞きに回るとか、そんなことを考えているわけでは何にもないんです。

今本委員長

どうぞ。

村上興正委員

よくわからないんですが。ある制度をつくったときに、その制度をとりあえず継承するのが普通で、継承しない場合にはその理由があるはずなんですね。それで、少なくとも1月に終わるのにその継承の手続をしていなかったということは、それは事務的な問題ではなしに、既にこの流域委員会の評価が一度見直した方がいいという結論があったというふうに考えざるを得ない。

それだったら委員会のあり方を考えます、そのために休止期間が欲しい、これは非常に明快なんです。そしたら、そういう休止期間を置いて評価するものを考えたいという動機になったことを少しは言っていたかかないとわからないですね。どういうことが議論になって、どういうことを思われたのかということ、やっぱり流域委員会の評価をある程度されていると思うんです。その部分の内容を聞かせていただくのが一番だと。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

評価というのは、先ほどから私が言っている、まさに点検という作業から出てくるものだと思うのですが、それについてまだかちとまとまった形にはなってないんです。実際にはですね。

これはちょっと誤解を恐れずに具体的に言うと、大変人数も多くて組織も大きいですから、審議にかなり時間がかかったり、そのために運営の経費がかかったりしているというのが実態としてあるわけで、その辺についてほかの水系の流域委員会と比べると大分大きなエネルギーがかかっていますから、こういったところを効率化したらいいのではないかなということは以前考えていたことがあります。今も一つの点検のポイントだと思っています。それがすべてでは全然ないんですけれども、そういったことをきちんと全体について洗い直しをしたいと思っていますところなんです。

水山委員

水山です。もとに戻って考えると、整備計画の基礎案があって、いろいろ議論をして、中間とりまとめを経て提言をし、さらにその後いろんな意見書を出していった。それに対して河川管理者側が対応するにはそれなりに時間が少し要るんだと思います。こうやっていくという回答があって、それに対してまた次の話が始まっていくと思うんですけれども、それをやらないままにこの整備内容シートのような個別の話に行ってしまうんです。また委員会の方も中間とりまとめ、提言をや

っていたすごい勢いで第2期に入ってしまったものですから、多分出てくるやつが皆消化不良といえますか、検討不足で出てくるのでますますいらいらしている感じです。

少し時間を与えてじっくり考えて、しっかりけんかするならけんかする整備案を、第2案をちゃんと出してこないといけないのだと思います。それがずるずるきているので、片方こっちは勉強会的にワーキングが次々動いて、いいレポートが次々出てきているので、オールジャパン的にすごいプラスではないかと、副産物としてはいいと思っているんですけど、この淀川流域の整備計画そのものが展開しているわけではない。

そういう意味で表現が難しいですけども、どういう形になるかは別として流域委員会は当然今後もあるものだと思いますが、私としてはきちんとしたものを十分検討する期間を宣言された方がいいと思います。そういう時間を与えないと、次々中途半端な資料だけ見て、時間も少なくてというのはまずいと思います。

今本委員長

今のご発言の中で、基本にかかわることと細々した仕事との両方ということでしたけど、細々とすべきなのか、それぞれの事業の点検というのは私たちが諮問された事項なのです。ですから、ああいうことに対してもこの委員会は真摯に対応したと思っております。

はい、どうぞ。

寺田委員

2点ばかり申し上げたいと思うんですけども。

まず、きょうは河川部長さんを通じて、10月24日の局長さんの記者会見なり、記者の方とのやりとりで端を発した発言内容に関して、これは委員会として正式にこういう公開の席において明確に内容について明らかにしていただいたわけですが、その中ではっきりと流域委員会というものが一時休止することになっても廃止はしないんだということを明確にお述べになったということは、これは評価したいと思うんですね。これは、かねてこの委員会が2月1日以降どうなるのかということをめぐる、マスコミの方も、またこの委員会の委員の皆さんも心配をしておったわけなので、その点については、そういう疑問がきょうの発言によって明らかになった、明快になったということで、私は評価したいと思っております。

次に、要望的なことではあるんですけども、先ほど河川部長さんがおっしゃった、これまで6年近くにわたってこの委員会方式という形でこの近畿整備局、近畿地整の方が委員会と協働して、これまでにないような新しい審議の仕方というものを実施し、そういうことによって、よりよい計画づくりというものを目指そうということやってきたと思うんですね。

そういう点からいって、成果もあったと思いますけれども、しかしながらこれは河川管理者の方も委員会の委員の皆さんも、やればやるほど、これは労力的にも財政的にも大きな負担が双方にあったことは間違いないと思うんです。今、水山先生もおっしゃいましたけれども、審議の中身の問題も、これはやはりいろいろ検討・見直しをしなければならないという点も、もちろん多々出てきていると思うんですね。ちょうど6年の区切りを経て、今後の2月1日以降の審議の仕方というもの、もう一度6年間を振り返って、改善すべき点は改善する、修正すべきは修正するということにより、よりよい方向に持っていく必要があると思います。当初、双方で目指そうとしたものは維持しながらも、そういうことはやはり必要だと私は思っております。

そういう点からいって、先ほど河川管理者の方で既に新しいといいますが、どういうふうな見直しをすべきかとか、改善点はどのような点があるのかとかいうことの検討をされているということではありましたけれども、しかしこの点については委員会の方もそういう点については以前から委員会みずからいろいろ改善点の検討を少しはやってきているわけですね。

だから、これは要望ではあるんですけども、やはり河川管理者の方がそういう検討状況というもの、これをこの委員会とは全く別に、その間の検討状況を公開することなく、決まってから、今後はこれでやるんだというふうな形で決めてしまってからやはり出すのではなくて、せっかくこの委員会と協働方式でやってきたわけですから、その改善点についても、検討もやはり委員会全体でなくともいいと僕は思うんですけども、お互いに反省し、もしくは智恵を出し合って、よりよい新しいものをつくっていくんだということ、ぜひやってもらいたいなと思っております。だから、そういうふうな共同作業というものを、こういう見直しとか検討とかいうものについてもぜひ実現をしていただきたいというのが要望点の第1点です。

それから、もう1点は先ほど来意見が出ているわけですけども、現在の第2次委員会は諮問事項が大きく分けて4つもあるわけですね。この確かに整備計画原案に対する意見を述べるということは、先ほどおっしゃいましたタイムスケジュールの関係で、やむを得ずこれはこの検討は委員会としてはやれない状況だとしても、それ以外のところは、現在もやっているわけですけども、ずっとやってきているわけですね。

この点について、どういうふうにされるのかという点については、先ほどのお話の中でも必ずしも明らかになっていないと思うので、私の個人的要望としては、原案に対する意見を言うという仕事はちょっと横へ置いておくということになるとしても、それ以外の諮問事項について、特にきょう出ていました、既設のダムのフォローアップとかいうようなことに関しても、こんな大変な資料を、きょうは2つだけ説明を受けましたけれども、また次の12月にはまたあと2つと、これを見る

だけでも大変な量なのです。そういうふうな諮問を受けた事項について、これがまた中断するというのではなくて、できれば現在の委員会をその範囲において仕事をするために存置されてもいいのではないかなというふうに個人的には思っています。

その辺の点についても、管理者の方の考え方を、この委員会との間で意見交換をしながらお決めいただいたらいいのではないかなと、これが要望の第2点です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

先ほどの私の説明の中で上手に言えてなかったかもしれませんが、今のご要望に関連して言いますと、我々の検討がある程度まとまった段階ではお示ししたいと申し上げているのは、まさにそういうことでかちっと固めてからではなくて、主な検討項目、こういうことについて、こういうことも考えていますというような段階で一度お話をしたいと思っておりますし。それから、もう1つ、このことについてはずっと審議を実際にしてこられた皆さん方のご意見もお伺いしたいと申し上げたのも、まさにそのご要望の趣旨と同じだと思っております。

今本委員長

今の寺田さんのお話にありましたように、この委員会の設立に当たっては準備会議というのを設けられて、そこで委員会の方向性を検討しているわけですね。今、いろいろと検討しているというんですけども、そのところが全く見えないからいろんな、極端に言えば不信が生じてくるおそれがあると思うんです。それをどう解消していくか。

この委員会は河川管理者と確かに協働してやってきた。これからも協働していきたい、その言葉には同意するんですけども、中身が本当にこれまでどおりのような信頼関係で結ばれていくのかどうかということが問題ではないかと思うんです。

どうぞ、ほかの委員の方。はい、どうぞ。

角野委員

角野です。2月以降の流域委員会をどうするかという問題は、局長の休止発言という報道があった問題になったのではなくて、実はいつまでたっても第3次委員会の人選が始まらないということで、私の記憶に間違いがなければ夏ごろからこの委員会でも話題になっていたと思うんです。そのときに、河川管理者にどうなっているのかという質問をすると、検討中ですという答えが返ってきていました。

その後、全然それ以上の前進がない状態できているわけですね。今もその点検をしているということで、公募の問題とか、透明性、客観性の問題を点検中ということでしたけれども、その点検、ある程度時間がかかるのはわかりますが、一体どういったことで一番決断といいますか、判断に時

間を要しておられるのか、どういうことが論点になっているのかということは、ある程度ははっきりしていると思うんですね。それに対してどういう結論を出されるかということは、はっきりしないとまだオープンにできないという事情はあるかもしれないのですけれども、ある程度、どういったことが問題なんだということはもし可能ならば教えていただいた方が、我々としても意見を申し上げられやすいと思いますので、できればその辺の状況を教えていただきたいと思います。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

ちょっと全体について網羅的にお話がうまくできませんので、一例を申し上げますと、先ほどちょっと申し上げましたような、コストだとか時間だとかいう問題について言えば、これは仕組みとか、規約の中の工夫でやれるのかなと思っておりまして、その検討だけだったらそんなに時間がかからないなと実は思っていた時期がございました。

ところが、先ほど言いましたように、この意見を聞くというのが、学識者、住民、そして自治体、いわゆる市町村長さんの意見を聞くという、全体の手続があるわけですね。その中で、それらをバランスよくやっていく。特に先ほども言いましたように、これも必ずしも当たっているかどうかはともかくとして、やはり流域委員会というのはたくさん報道されますから、流域委員会の意見がたくさん通っていて、自分たち市町村長の意見が通ってないというようなご不満をお持ちの市町村長さんがいるというのも、これは事実ですので、そういった誤解を解くためには逆にその自治体だとかの意見の聞き方、今までのやり方と変えて工夫していく、そういったことまで含めて一緒に検討しないといかんなと思っております。

流域委員会が何かまずいということではなくて、我々が学識者、住民、自治体の意見をバランスよく聞いていくというやり方が今までうまく機能していなかったという点についても、改めて検討しないといけないと。その辺、ちょっと余分に時間がかかっていると思います。

今本委員長

どうぞ。

千代延委員

千代延です。2つほど、これは要望になりますが、お願いしておきたいんです。今、いろいろ点検をされておるといふ、これは大分前からおやりになっていると思うんですが、こういうこと、これは新聞の報道に問題があったかもしれませんが、委員それから世間でもかなり不信感と言えばちょっと悪いかもしれませんが、これから委員会はどうなっていくのであろうかという不安感というのは少なくともあるんです。ですから、私の要望したいのは、いいところは定着させ、好ましくないところは改善しようということをおっしゃいましたけれども、この検討がすべて終わ

ってからではなくて、できるだけ、むしろ逆にできるだけ早い機会にこういうことを検討しておるといふのを明らかにしていただきたいと、お願いが1つです。

もう1点は、淀川流域委員会がいろいろ言われていますけれども、やはり河川法の16条2の3項ですか、その趣旨に、河川管理者に裁量がある中で最もその趣旨を尊重したようなやり方でやられておるといふ評価があると思うんです。その主なものは、1つは委員の選出方法ですね。これまでの選出方法は非常に評価が高いと思うんです。それから、お金もかかるかもしれませんが、民間の会社に庶務を委託する、これだけではございませんけれども、独立性が非常に保たれている。主なもの、私はこの2つについては、このメインについては希望としては変えないでほしいと。早い機会にできればこの点については残しておくというようなことを表明していただきたいと、いずれも要望ですが、よろしく願いいたします。

今本委員長

はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。まず初めにありました報道についてのご説明ですが、これはよくわかりました。十分理解できました。ありがとうございました。

それから、次の委員会の方の今後の話であります、私はこの流域委員会は、前にも申し上げましたけれども、大きな社会実験であったと思っております。河川法の16条に基づいた社会実験であったと。大胆な英断に基づいた社会実験をよくおやりになったと思っております。これまでのご苦労に対して、敬意を評したいと思っております。

したがって、社会実験であったがゆえに、先ほど部長さんもおっしゃったのですけれども、成果もあつたんでしょうし、それから課題もあつたでしょう、今後改良しないといかんところもあつたんだろうと思います。そういったことをただいま検討中であるということでしたが、ぜひ寺田先生がおっしゃったように、整備計画をいかに立派なものにするか、この流域に合った計画に仕上げるかということが最終目標であり、そのために意見をいかに求めるかということについて非常に重要なことだと思っておりますが、それがこの6年間の社会実験の上に立って十分思うところがおありになるんだろうと思っております。

ですから、それを局内でいかにおまとめになるかということだろうと思います。ぜひそこに今後の全神経といひましようか、努力をなさって、整備計画に意見するこの流域委員会のあり方がどうあつたらいいのかを十分にご検討いただいて、ぜひ立派なものに仕上げていただきたいと思っております。以上です。

村上興正委員

先ほどの委員会のあり方についてのお答えで、検討項目については、委員会に話したいと言われましたね。そうしますと、委員会は1月末で閉じますので、それまでにその話が行われると理解してよろしいですね。

それでしたらそれまでに委員会に意見が出てくると。私の、そこから先は希望ですけれども、普通、次のやり方はこうしますというときにまだ決まってないときは、前の委員を継続してその時点で切るというのが一番スムーズなはずなんです。休止という選択肢ではなしに。だから、私なら新しい体制をつくってこうします、そして皆合意してやりましょう、私たちもできる範囲でそれも陰から支えますとか、そういった方法にすると休止という話ではなしに次の委員会を迎えられると。

ということは、単純に一番のソフトランディングは、委員会をその間継続しておいて、それで例えば今のダムフォローアップなどたくさんの課題が残っています。それを片づけながらやるというのが、私は一番普通のやり方だと思います。その辺のところ、余地がないのかどうかを検討してほしい。

それともう1点、整備計画をいきなり出てきて、それをいきなり見るというのはかなりの能力が要ると思うんです。私も今回大分勉強させてもらいましたし、それでダムのことでも勉強させてもらいました。評価してそれに対して意見を言うというのはかなりの蓄積が要るんです。それは過去5年間やったことはやっぱり生きていると思うんです。そういったことで、いきなりできるものではないので、やはり準備体操といいますか、そういうためにこの委員会が今までやってきたことは僕はむだではなかったと思うんです。そういうところを評価してもらったら、やはりむだでなかった部分が生きてくる。そうでないと、今投資したものがまだ回収されていないと思うんです。

今本委員長

まだご発言のない方、ぜひこの機会にそれぞれのお考えを述べていただきたいのですが。

池淵委員

池淵でございます。きょう、この報道についての内容を、新聞紙上等でしか知らない私としては、こういう事実関係とこういうものだったんだということで、その中で、廃止ではなしに何らかの形で流域委員会というのは持続継続するんだというお話をこの説明等から確認できたということになります。

それで、その中で、私としては6年間この基礎原案、基礎案、それに対する流域委員会からの意見、それからその基礎案の中でまだ検討なり整備計画を立てる上において展開をすべきだという両者からの指摘等の中でその後、利水・水需要、それから水位操作等々の内容が共有する形で、デー

タなり考え方も含めて出されて、そういったものについての意見を今まとめておると。

そういった形からすると、1月末にそういう形のもので流域委員会として整備計画の基礎案に対する展開のあるかなりの部分を意見として提示する、そういうところまで我々としてはやってきたというふうに思うところでありまして、それなりにいろんな内容等については精粗はあるにしても意見を述べるという機会とエネルギーのかけ方としては提示してきたのではないかというふうに思うわけですし、2月以降についてはそういったものを受けとめて、整備計画の原案という形のものを出されるときに、現流域委員会がまだ全部そのままの形で持続するという形ではなしに、一たん留任も再選も、あるいはどういうとらえ方をして流域委員会を提示するか、そういった形のもので、委員の選出等々も含めてお考えを出されて継続するというものの内容については、了解なりそういう形で説明もありましたので、そういう形で一たんそういう意見の出し方、整備計画の原案が出て、それに対してまでもさらに責任を持って、現流域委員会がやる形の閉め方の部分については、2月以降は、そういう継続するという委員会の内容・構成等も含めてご検討いただきたいというふうに思う次第でございます。

西野委員

西野です。1つ質問と要望を述べさせていただきます。質問は、河川整備基本方針が策定されたら、今のような形で流域委員会を再開するということかです。もう1つは、現在諮問されているダムフォローアップについては1月末までには時間的に到底できないことから、何らかの形で審議を継続することをぜひお考えいただきたいという2点です。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川部長 谷本）

ご質問はそっくり同じということではないということだと思います。よい点は残すし、改めるべきは改めると申し上げていますので、そういう改善というのはあるにしても、流域委員会という、今とそんなに大きくは変わらないのだと思うんですが、そういうやり方で今後もやっていくということでもあります。

それから、作業についてはこれはちょっと申しわけないですが、今の段階では大変無理なお願いかもしれませんが、でき得れば、任期の間中に何とか結論を出していただくように頑張りたいと思っておりますけれども、これは実際の進捗状況を見ながら、またどのように処理をするかというのはまたご議論を聞いて相談をさせていただきたいと思っております。

今本委員長

ほかどうですか。はい、どうぞ。

荻野委員

荻野でございます。局長の着任あいさつの後で記者会見されて、休止発言があって、その休止発言の理由に、きょうここに部長さんに書いてもらっているように4番目、5番目の項目で、基本方針がおくれるから、我々の委員会が2月で期限が切れるので、その間、物理的に時間的な空白があるんですけど、これが休止という意味ですというふうに聞いたんですが。

きょうの部長さんのご説明、ちょっとニュアンスが違って、むしろ委員会のあり方を整備局の方で検討し、結論が出次第、あるいは一定固まり次第再開したいというふうに聞こえたんですが。

この後ろの方のあれを読ませてもらうと、必ずしも基本方針なり、整備計画原案なりが固まるとか固まらないということではなくて、整備局の方で、委員会のあり方がもう少し検討したいんだと、点検をしてみたいんだと。特に、委員会の意見と首長さんの意見とをバランスよく聞かないと、整備局としての役割は、社会一般から見ても偏っているらしいという感じで、もうちょっと委員会のあり方を点検して、固まり次第再出発というふうに聞こえているんですが。

後半のことだけだったら、先ほど村上さんがおっしゃったように、この委員会を継続的にやりもって、整備局の方でも当然のことですから、委員会に対する注文とか意見なりをどんどん出していただいて連続的に継続的に議論を進めていくと、展開していくというのが非常に素直で大きな波風もなくいいのではないかなと思います。

一たん休止したり、あるいは今の形をとめてしまうということ自身に非常に不安感と社会に対する不安を与えるということと、もちろんそれが不安が不信につながるかもしれないので、やっぱりあんまり行政としてはいい選択ではないのではないかなと思います。

必ずしも整備計画原案、あるいは基本方針が条件であるということであれば、そういうことが、そんなことではないんだと、今は整備局の中の委員会のあり方点検でとまっているというようなことだったら、ぜひ連続的に、先ほどありましたようにダムフォローアップもまだ積み残しそうだし、ほかの案件もまだまだ議論したいことがまだまだございます。これはこの2次の委員でやるべきであるとは思いません。3次の委員を早く立ち上げていただいて、連続的にこういうふう to 発展していくということが大事なことはないかなと思います。

要望といいますか、希望といいますか、とにかく連続性を確保したいというのが私個人の意見でございますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今本委員長

はい、どうぞ。

川上委員

川上です。私も委員会の連続性ということについて要望したいと思います。

確かに、このこれまでの約6年間の委員会の進め方等につきまして、我々も完璧なものではなくて反省すべき点は多々あると思います。したがって、例えば第2次流域委員会になってからは、会議の回数等もかなり絞りましたし、会場における印刷物の配付等につきましてもできるだけ節約するというで努力をしたり、さまざまな改善を委員会を進めながらやってきたという経緯がございます。

これを委員会の今後のあり方といいますか、これまでのあり方を点検してよりよいものにしていくというためには、寺田委員の方からもお話がありましたように、これはやはり整備局さんと流域委員会とで、その改善についての協議会のようなものもつくりまして、これも協働で検討を進めていくというふうな方式がとれば、社会に与える不安といいますか、不信といいますか、そういうふうなものはある程度回避できるのではないかと思います。

また、次の委員会の進め方についても、大変有益なものになるし、他の国土交通省さんのさまざまな委員会や審議会についても、運営についてもご参考になるのではないかと考えますので、ぜひそういう協議の場を設けていただきたいということが私の要望でございます。

今本委員長

はい、どうぞ。

川崎委員

川崎です。今回の基本方針の理由の中で、結局方針自身が大きく変わる可能性がある。今まで河川計画を立てていく中でベースとなるような根幹の問題が大きく前提条件が変わるかもしれないという、その中で休止期間を置くということは、これは通常、前回は申しましたが、都市計画だとか地域計画なんかやっているところは割とよくあることですので、私は割とこの理由は理解できるというふうに思っています。フレームといいますか、議論すべき前提条件のフレームが変わってくるわけですから、それは非常によく理解できました。

あともう1つは協働というお話が出ていましたが、協働という言葉の中身なんですけれども、実質上は、協働なんですけれども、それぞれの委員会と管理者のやっている仕事というのは全く別でして、委員会は評価をしているわけです。それで、疑問点だとか議論をすることによってそれを投げかけて、それから管理者の方はそれを受けてすべてまた調査だとか、データだとかいうものをもって返していかないといけない。

先ほど水山先生の方からご意見がありましたように、確かにタイムラグというか仕事の中身がど

んどんたまっていくというようなことはあるかと思えますし、そういう意味では協働という中とか信頼という言葉の中なんです、実質上、やっている仕事が違う中で、どうすれば効率よくやっていけるのかということというのは、ある程度の時間をおいてやる必要があると思えます。

もう1点は、委員会の方の自助努力とか自己評価をしながら、いろんな経費節減だとかいうようなことがありますが、自助努力というのはこれは当たり前のことであって、通常組織が6年も続いていると2年ごとぐらいには普通第三者の評価だとか点検というのが入るのが現在の一般社会で行われていることだと思うんです。その中では、例えば経費だとかそういうものもすべてオープンにして実際どういうことをしているのか、この委員会自身も透明性を出して、第三者的な機関なり組織の中で評価をしていただくと、双方で協働しながら2者の間で評価してもこれは評価にはなかなかつながらないと思えますので、課題の抽出ということになるかと思えますが、その点を明確にさせていただいた方がいいのかということが私の要望です。

今本委員長

ほかよろしいですか。まだご発言ない方、よろしいですか。はい、どうぞ。

田中委員

田中です。いろんな重要なポイントはほかの委員の方がほとんど発言なされたんですが。

私は、こういう委員会、少なくとも従来はよく行政側や管理者側のご都合のいいと言ったらおかしいんですが、そういった考えになるような委員会が、多々私自身も経験してきておりますので、あったと思うんですが。しかし、この淀川水系流域委員会そのものは、そういった従来の形を打破して、そしてこういった広い意味でのすばらしい流域委員会を管理者自体が立ち上げられた、この神髄といいますか、この根幹だけは絶対に、これから休止され、あるいはまた新しく出発されるについても、これだけは絶対に失ってほしくないというのが1つの大きな願いです。

と同時に、一体河川はだれのものかという観点からいきますと、一番これがやはりこれからの河川管理者に問われている大きな問題点だと思います。そうした意味では、今先ほどから、まだ準備会だとかそういう段階には入ってないとおっしゃっていましたがけれども、この準備会においても、その選定においても、より民主的に広い分野の人をやはり考えていただいて、そして委員の選任についてもこの我々がやってきた根幹である、委員のバランス、そういったものをきちっと守っていただいて、みんなの願いは同じ願いなんですから、よりよい川づくりに向かって、特に市民、住民参加という1つの大きな、河川法の改正にもありますように、これは大きなメインテーマになると思えますので、その精神だけはしっかりと培っていただきたいと、このように望んでおります。

今本委員長

この問題については恐らく一般傍聴者の方も発言したい方がおられると思います。そこで、一応委員の方はここで一たん打ち切りまして、また閉会前にもう一度お伺いしたいと思います。

この流域委員会方式というものは、これまで例外なく採用されてきた方式です。ところが、吉野川に至って別の方式をとった、木曽川もしかし、今度また利根川もそうしようとしている。一方で、河川整備計画については、地方整備局が検討することだと言いながら、本当にそうなんだろうかと。地方整備局の自治はないようなもので、ある瞬間から大きく変わってきているわけです。そのことに、この淀川水系流域委員会はかなり関与していると私は思うんです。それだけにこの方式が変更されることには非常に残念だと思っています。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

今本委員長

これから委員の皆さんにはまた後ほど意見をお聞きしたいと思いますので、ここで一般の方からの意見をお伺いしたいと思います。ご意見を申したい方は挙手を願えますか。

はい、わかりました。では、4名です。今日は一番左端からいかせてもらいます。そちら。

傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。前に失敗したので、先にお知らせから。済みません、きょうは意見書が印刷に間に合わなかったので自分で刷って持ってきたんですけども、それに集会のご案内をつけて3枚セットで一部お配りしたんですが、抗ガン剤の副作用の影響で手足にしびれがありまして、本当に一部の方しかお配りできませんでした。もし読んでくださる方がおられましたら、委員会終了後にお声をかけてください。

本題に入ります。一事が万事という言葉があります。何度も何度も浮気を繰り返す夫が今度のことで最後だ、もう二度としないと行って、妻はそれを信用できるでしょうか。きょうは大変上手に言い訳を聞かせていただきましたけれども、この2年間にどんなことが起こったかを思い出してほしいと思います。

まず、第2期の委員の選考には、明らかに納得のいかないものがありました。その次は、ダムの基本方針は今までのやり方を変えて、委員会での発表を先にするのではなくて、先に記者会見を行っています。今回の布村さんの発言も同じやり方です。全国を見れば、流域委員会を設置したとはいっても、十分に公募がされていなかったり、透明性に問題があったり、淀川水系流域委員会を十分意識したものと思えるようなそんな流域委員会はどこにもありません。

河川管理者が設置したものです。なぜ淀川をまねられないのでしょうか。まねる気がないとか思えないじゃありませんか。さらには、流域委員会も設置しないで、学識経験者に聞く委員会だけをつくって、住民には公聴会でしか意見を聞かない。これで淀川水系流域委員会、淀川方式を肯定していると受けとめられるのでしょうか。否定していると取っても当然ではないのでしょうか。

一時が万事なんです。この1回のことがどんなに上手に言い訳してもらっても、この2年間河川管理者がやっていることが、流域委員会、淀川水系でやっていることが、さらに全国の河川管理者がやっていることが住民の不信を招いているんです。淀川水系流域委員会は多くの方が、住民が支持しています。関係を修復しないといけないのは、淀川水系流域委員会と河川管理者であり、住民と河川管理者なんです。1つのことを幾ら言い訳してもらっても、全部のことで態度を示してもらいたい。そこから始めなければ信頼関係を取り戻すことなんてできないんじゃないのでしょうか。

関係を修復するという事はそんなに簡単なことではありません。今これだけ不信を招いている責任を河川管理者はどう責任をとってくれるんですか。淀川水系流域委員会は随分辛抱しています。何度も何度も裏切られながら。それでも何とか前向きにやっていこうときょうも発言しておられます。言い訳ではなくて、真剣な態度で、行動で示してください。ありがとうございました。

今本委員長

では、後ろの方。

傍聴者（増田）

ありがとうございます。箕面の増田京子です。市議員をしております。今の傍聴者の発言にもありましたけれども、やはりそれと今の委員会の議論を聞いていましてもしも休止はあり得ないと思うんです。

それで、私は箕面のことを言いたいのですが、整備計画がおくれているのが、基本高水や計画高水水量を変えるかもしれないほど重要なことだからということですが、これは本当に当初から言われていたことで、私からしたらいまだに何でこれができていないのかという思いがあるんです。箕面でも、余野川ダムは当面凍結をするという結論を出していただきましたがそれについて今後どうしていくのかについては十分まだ精査されていないんですね。

例えば利水について、これは私はこれまでも委員会で発言させていただきましたが、責任のなすり合いをしています。これからのことをどうしていくのかと聞いて聞いたときに、箕面市側から聞けば、それは利水を降りたのは箕面市が先じゃないか、だからその責任は箕面市にあるんだというようなことをまだ言い合っている状況のようです。

私たちは5月に猪名川総合事務所に箕面事務所にお話をさせていただきに来ました。そのときに

は、8月ぐらいにこの整備計画が出るのではないかとっていたんですが、それがいまだに出ていない状況。そして今言ったような責任のなすりつけ合いをいまだにやっているということ。利水を精査していくというのはもう当然出ていたことだと思うんですけども、そのような状況ということは、これは委員の方は本当に今必死にいろいろ、水質のこととかいろんなこと、利水のことを今まとめようとしているのは私もわかるんですが、河川管理者は仕事をしているのかというふうな思いがあります。

私はそういう中で、これは休止はあり得ない。それで、今説明の資料を1枚いただいんですけども、この下の段の方から上から3つ目に「休止のための手続きというものもありません。物理的なスケジュールの見通しを述べただけです」とありながら、その下には「一時休止することになるが」というふうにして書かれているんです。ここの間の議論が私には見えないんです。布村さんは休止なんて言ってないというようなことを言っておきながら、その下では休止することになる。これは廃止ではないからいいのだという話もありましたけれども、私はこれも理解に苦しみます。

ですから、まだまだやらなければいけないことがある。これは、次の選任がまだできていない状況であれば今の委員を継続するしかないという結論になることにしかならないと思うんですね。それを今あえてそういうことが言えない状況が河川管理者にあるのか。今ここでたくさんの方が傍聴されていますけれども、だれ一人理解される方はないと思うんです。

ですから、それが無い限りは今の委員の方、皆さん、1月末で仕事を終えて、これで一たんやめられるかもしれないと思っていたかもしれませんが、残念ながら私は委員の方もこんな中途半端の形で決してやめていただきたくないと思いますので、ぜひ今後次の委員の選任が決まるまでは今のまま継続していただきたい。いただかなければいけないと思っております。

それで、この委員会のあり方につきましても、私はもう何度も発言させていただきました、これだけの大勢の大きな会場を借りて、大勢の人に資料を渡すこと、これは本当に経費がかかるじゃないかと。経費がかかるじゃないか、見直してくださいと言い続けてきました。そして、でも社会実験という言葉がありましたけれども、これは一つ民主主義のコストであるということでも認めはするけれどもという発言もしてきました。ですから、皆さん、今ここでこれをやめしまうと、その民主主義のコストを破棄することになるということも胸にとめていただきたいと思います。

そして、もう1つ今これが継続されない、納得がいかない理由で休止ということになれば、河川管理者への不安とか不信という言葉がありましたけれども、権力の横暴と言われても仕方がないのではないかと、そういう世論が沸き上がることも肝に銘じていただきたいという思いがありますので、ぜひ継続するという方針を1月31日までに出していただかなければいけないと思いますの

で、委員の皆さんも頑張っていたきたいと思います。

今本委員長

ほかに。はいどうぞ。

傍聴者（藪田）

宇治世界遺産を守る会の藪田と申します。人の意見には心地よい意見もあります、それから耳が痛い意見もありますね。私は河川管理者というのは、いろんな意見が出ているけれども、それをきちっと受けとめるそういう度量がなかったらいけない、それが今と思うんです。

それで、意見については道理があるかどうか、そこが問題だと思うんですけども、私はきょうの河川管理者の話聞いていても、流域委員会休止の本当の理由は何なのか、極めて納得は全くいきません。それで、休止は全く道理がないというぐあいに思います。それには反対です。それで、委員会の審議のやり方について改善検討したいという話ですけども、検討は現在も進められているというわけですね。ですから、これは委員会が存続し、審議中でもできることなんです。私はそのように思います。

それで、検討、検討というのはよくあるんですけども、いつまでに検討するかというのが問題なんですね。12月、1月でできないのか、そのことははっきりさせていく必要がある、このように思います。

それから、検討事項なんですけど、例えば審議時間、コストが非常にかかっていると、効率性を回復したい、こういう話なんですけども、例えばきょうの会場でもこんな大きなのは私は要らないと思っています。例えば、これは前にも言いましたけど、傍聴者を見ていただいて、一般市民の方、手を挙げていただいたらいいと思うんです。ほとんど国交省の関係者じゃないですか、これ。だから、半分ぐらいでいけると思うんです。一般傍聴者、残念ながら平日に仕事を休んで来られる、そういう人はほとんどいません。私は4年間来ましたが、ほとんど休暇をずっととってきて、今はもう定年でフリーターですけども、そういう状況なんですね。ですから、そういうところをきちっと見て改善をすれば、何らコスト問題は解決できるというぐあいに思うんですね。

それから、もう1つ、意見の聞き方ということで学識者、自治体のバランスをよくと、自治体の意見の聞き方を検討したいと言われるんですけども、これは別に時間を要しないと思うんです。これも委員会継続と何ら矛盾しない。大いに自治体意見の聞き方は改善されたいと思うんです。

それから、もう1つは委員会はそっくり同じでなく、よい点は残したいというぐあいに部長は今発言されましたね。どこをよい点と見るかという点なんです。私はやはり淀川水系流域委員会のよい点は委員を公募している、これがよい点だと思うんです。それから、傍聴者発言を認めている、

これも非常によい点だと。そういう審議の透明性を高めていくということがやっぱり地域住民から言えば信頼性が高まると、こういうことだと思うんです。

そして、最もよい点というのは、委員会を継続する、委員会の審議の継続性を確保する、これが最大よい点なんですよ。そこをぶちぎってしまったら元も子もないというぐあいに私は思います。

それから、委員会に対して諮問をしながら結論が出てない中で休止すると、こんなのは社会的に許されないやり方だと思うんですね。それで、最後に言いますが、そのためにはやっぱり第3次委員、これはきちっと選任してほしいと、まだ間に合うと私は思います。それで、そのことを要求したいと思います。それで、第3次委員を選任しないということであれば、これは地域住民の信頼を河川管理者みずからがつぶしていく、そういうことになるんだということを前回は申し上げましたけど、このことははっきりと申し上げておきたいと思います。以上です。

今本委員長

はい、どうぞ。

傍聴者（近藤）

岐阜県から来ました近藤と申します。大分新聞に載っていましたが淀川水系流域委員会が廃止になるのか休止になるのかという点について、きょう河川管理者の側から説明があったわけですが、あんまり上手な説明ではなかったように私は感じます。

1つは河川整備基本方針がまだ策定作業が進んでいないから物理的に無理だからというのを1つ挙げられました。しかし、先ほどどなたかがおっしゃったとおり、この淀川水系における河川整備基本方針、基本高水、計画高水等についてさまざまな議論があることは、急に昨年検討小委員会にかかって初めてわかったことではありません。それが何でこの淀川水系流域委員会の休止につながるのか。物理的に言うけれども、非常にわかりにくいです。ある意味ではわかっていることなから、それはそれとしてどういうふうに河川整備計画原案をいつごろ出してどうするのかという計画を、むしろ河川管理者の方が早期に見通しを立ててやっていくべきで、河川計画課長だった布村明彦さんがうまくやれなかったことを近畿地方整備局長になったから、いきなり淀川水系流域委員会休止という形でそれを責任をとるというのか、問題を解決するというのはちょっと違うんじゃないかとふうに1つ思います。

それから、もう1つ、実はという形でどうもあらわれてきたのは、休止するということの本当の原因は物理的な問題であるよりはこの委員会にいろいろ問題があるから改善検討したいんだということにあるらしいということが、どうもきょうの河川管理者の側からの説明で聞こえてきたような気がします。

しかしそうであるならば、何をどう問題にしているのか、そのよい点、悪い点というふうに言われましてけれども、何をよい点として評価し、何を悪い点として考えているのか、あるいはよい悪いまではっきり言えなくても、まさに論点として何が問題と考えているのか、それだけは出さないと、ただ休止の結論ありきとしか思えないようなやり方、これは社会的責任という意味からにおいても非常に問題だと思えます。少なくともそうでない限り、淀川水系流域委員会を敵視してそれでつぶしてしまいたいんだというふうに受け取られてしまう、そういうことを設置者、あるいは河川管理者の側から出してくるといのは大変不幸なことだと思えます。

それから、いろいろな意見聴取があるということが出てきたんですけれども、私は木曽川水系ですけれども、まさに木曽川水系河川整備計画策定の進め方なるものが出ているわけですから、まさにいろいろあると言わざるを得ない。いろいろ意見を聞きおくれ、これも確かに意見を聞く。しかし、河川法改正において一番重要なことは、単に聞きおくれだけではなく、その意見をきちんと河川整備計画に反映させていくこと、議論を積み重ねて、そして納得ができるように、最終的には河川管理者が責任を持って決定をすることなんですけれども、そこに行くプロセスを住民、そして多くの人々とともにプロセスを共有し、納得していくことこそが一番重要だと私は思います。

そのことを没却するような形で、今ここでの河川管理者側からの休止意見というのが出ているのは非常に残念であり、私は河川管理者の度量をある意味ではずっと信じてきたからこそ、そういった形での発言、ベクトルが出てきていることに大変不安と不信を持っております。

そして、ほかの方もおっしゃったとおりですけれども、今ほど実は河川管理者に対する信頼感が必要なときはないと私は思っております。従来のように、洪水調節施設、そして河道をばんばんと固めて、100分の1あるいは200分の1の洪水に対処するというのは、それは実際に可能なのか。100分の1に対応するのに150年、200年かかってしまうのではないか、こういったことはある意味では常識になりつつあります。

そうした中で河川管理者に対する住民の信頼、特に洪水常襲地域なんか暮らしている住民からすれば、こういう見通しでこういうふうな施策を立てて、こういうふうに対処していきたいんだという河川管理者の説明、それに信頼感が持てなければ、とにかくうちのところだけは水を入れるな、これしか対応のしようがなくなるんですね。しかし、うちのところだけには水は入れるな、これは全部の住民が言ってもなかなか実際にできない。しかし、できないから我慢しろではなくて、本当に河川というものの特性をどういうものなのか、この地域の特性はどうなのか、その説明を河川管理者がきちんとし、それをきちんと住民が受けとめられるような環境をつくってこそ、本当の意味での治水、人的あるいは財産的にも決定的な被害をもたらさずに済む治水の方法だと思えます。

そうした新しい治水の方法を確立するためにも、この淀川水系流域委員会で河川管理者に対する決定的な不信をもたらすことを回避していただきたいと私は心から願っております。

今本委員長

はい、ありがとうございました。ほか、はい、どうぞ。

傍聴者（酒井）

桂川流域住民の酒井です。きょういろいろご意見を聞きまして、まさに近畿地方整備局は官僚の組織の中でしか仕事ができない。中央の審議会、「社会資本整備河川分科会、河川整備基本方針検討小委員会」淀川水系流域委員会からも2名ないし、京都の方からは他に何名かは参加している意見を書いておられると思いますが、それが我々琵琶湖、淀川水系流域住民に伝わってない、本省のホームページで公開している。だれがどういうことをしゃべったかわからない、その事実を見ておるわけです。各地方自治体の首長も住民も。「住民参加」「住民の意見」が無私されています。

現場でも、各傍聴者、各委員がおっしゃっていますように、近畿地整が実際に布村局長が事を起こしたんだから、問題発言をしたんだから、きょうも当然布村局長が出てきて一々逐一もっと詳しく我々にわかるように説明すべきなんです。部長が説明したってわかりません、言い訳ですよ、これは。

今、治水、利水、環境、住民参加の意見書が作成されつつあります、近藤さんも発言されましたが、地域住民とともに川づくりをやっていく、全くうそですよ。あなた方は数年で転勤するでしょう。まず、建設ありきで、水没してて移住している住民、あのときから30年、40年待って、白紙撤回すべきです。なおかつまた待てというんですか、地域住民をもてあそび、税金をどれだけつぎ込んだら近畿の河川の整備計画というのはできるんですか。ばかにするのもいいかげんにしろ。

以上です。

今本委員長

はい、どうぞ。

傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。いよいよ来るべきときが来たという感じで受けとめております。この近畿地方整備局の淀川水系流域委員会を立ち上げた人たちは、次々とほかへかえられまして、3年ぐらい前から、ダム建設を推進したい、その意向がいわゆる中央の方からかかってきているというのは、私は霞ヶ関に知り合いもありましていろいろ情報を得ております。

この流域委員会がどれほど流域の住民たちに信頼と期待を持って見られているかということは、例えば愛知県の矢作川流域委員会が現在年に2回ぐらいしかやっておりませんが、第7回委員会ま

で来ております。これに対して、上矢作ダムに反対する流域住民が最近ホームページを立ち上げました。この中で、淀川水系流域委員会と違って、中部地方整備局に都合のよい大学教授、有識者の委員が圧倒的な数、日常的にいろいろな場面で長いおつき合いがあるようです。その他の委員は、各種の職能団体代表であり、行政の代表者、公募委員も何らかの形で息のかかった方、中部地方整備局から完全に脱した、純粋に学術的第三者研究者、有識者は皆無かもしれません。しかも、たった21名の委員で2年や3年の短い期間で、山から海まで治水、利水、利用、環境という広範囲に及ぶ領域課題をどうして審議できるというのでしょうか。というように、淀川水系流域委員会を非常に買っておられるホームページが出ております。

ここにもありますように、淀川水系流域委員会の特色というのは、淀川モデルと言われるように、そういう住民たち、流域住民たちが非常に多く参加してかかわっております。その辺が非常に都合が悪いためか、この中部地整でもそういうような委員会しか立ち上げていません。これは各地でそのような方向が出てきております。やはり近畿地整でもそのような委員たちだけで構成して今後の委員会を計画しているのではないかというのが私の推測です。これはもう絶対に許せることができないと思います。

今本委員長

では、あと委員の中でこれだけは言っておきたいという方はおられませんか。よろしいですか。

〔その他〕

1) 委員会の今後のスケジュール

今本委員長

では、その他に移らせていただきます。庶務の方、お願いします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは、その他資料をごらんください。本日現在決定しております、一般公開会議のお知らせをさせていただきます。あす23日、第8回利水・水需要管理部会がございます。コープ・イン京都で1時半から予定しております。

12月以降につきましては、12月7日に第54回委員会、12月8日と19日に水位操作WGの検討会、また来年でございますが、1月11日、30日にそれぞれ委員会が予定されてございます。以上でございます。

今本委員長

では、よろしく申し上げます。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして、淀川水系流域委員会第53回委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

〔午後 4時56分 閉会〕

議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

- 1．議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
- 2．確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
- 3．その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。